

注

略号

CR Chinese Recorder

BBP British Parliamentary Papers

序章

¹ 佐藤慎一が指摘するように、周辺諸国と中国との関係を冊封と朝貢の君臣関係によって捉え、さらに冊封—朝貢関係の外に非文明の夷狄が置かれるという中国の伝統的国際秩序に照らせば、1842年に締結された南京条約は、夷狄であるイギリスを宥めるための手段にしか過ぎず、清朝にはイギリスと「外交関係」を結んだという認識はなかった。佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』東京大学出版会 1996年。また、中国の伝統的国際秩序観、華夷の概念の詳細については、浜下武志『近代中国の国際的契機』(東京大学出版会、1990年)を参照。

² そうした共同研究の最近の成果は、例えば Daniel Bays ed., *Christianity in China, from Eighteenth Century to the Present* (Stanford University Press, 1996) および Stephen Uhalley and Xiaoxin Wu eds., *China and Christianity, Burdened Past, Hopeful Future* (M.E.Sharpe, 2000)などの論文集に結実している。なお、前者 *Christianity in China* については拙稿「中国キリスト教研究の現在」(『地域研究ブックレビュー』第15号、東京外国語大学海外事情研究所、1998年3月)で取り上げている。

³ 代表的なものとして里井彦七郎『近代中国における民衆運動とその思想』(東大出版会、1972年)を挙げることができる。他方小林一美は、義和団研究を振り返る中で、華北農村調査に赴いた経験に基づきキリスト教=帝国主義尖兵論に疑問を投げかけた。小林一美「義和団研究から中国全体史の研究へ」『中国近代研究入門』辛亥革命研究会編、汲古書院、1992年。

⁴ 顧長声『传教士与近代中国』上海人民出版社、1981年。同『从马礼孙到司徒雷登』上海人民出版社 1985年。同「传教士与中西文化交流」『歴史研究』1989年3期。

⁵ 山本澄子『中国キリスト教史研究——プロテstantの「土着化」を中心として——』東大出版会、1972年。また著者自身の翻訳で本書の英語版も出版されている。Yamamoto

Sumiko, *History of Protestantism in China, The Indigenization of Christianity*, The Toho Gakkai, 2000.

⁶ Bob Whyte, *The Unfinished Encounter: China and Christianity*, Fount Paperbacks, London, 1988, pp126-127.

⁷ マーク・マリンズ著 高崎恵訳『メイド・イン・ジャパンのキリスト教』トランスピュ一、2005年、38-46頁。マリンズがこの著書の中で取り上げている様々なキリスト教系新宗教のキリスト教理解は実に多岐にわたっており、キリスト教の摂取の仕方も多種多様である。それら新宗教が共通して理解しているキリスト教の真髓を特定することは困難であるように思える。

⁸ 山本前掲書、317-318頁。

⁹ 陳銀崑『清期民教衝突的量化分析』台灣商務印書館、1991年。および、佐藤公彦『義和団の起源とその運動』研文出版、1999年、序章。

¹⁰ D. MacGillivray, ed., *A Century of Protestant Missions in China (1807-1907)*, Shanghai, 1907 (reprinted by Chinese Material Center, 1979), pp.667-668, 及び Appendix II .

¹¹ Ibid., p.668.

¹² Stauffer, ed., *the Christian Occupation of China*, China Continuation Committee, Shanghai, 1922 (蔡詠春他訳『中華帰主』中国社会科学院世界宗教研究所、1985年) . 1910年エディンバラで開催された世界宣教会議をきっかけとして、中国のプロテスタント諸教派が集まって、エディンバラ会議の精神を実現させるための委員会、中華統行委員会を結成し、教派を超えた協力による伝道の進展とキリスト教諸事業の充実をはかろうとした。 *The Christian Occupation of China*は同委員会が上の目的を達成するために、中国全土の政治、経済、社会、宗教といったありとあらゆる方面の情報を網羅しつつキリスト教事業の実態を調査、編纂したものである。

¹³ バックの生涯については、バックの本格的評伝であるピーター・コン『パール・バック伝』(上下、丸山浩他訳、舞字社 2001年) を参照。

¹⁴ パール・バック『戦う天使』(町田日出子訳、芙蓉書房、1973年)、『母の肖像』(村岡花子訳、新潮文庫、1957年) 参照。

¹⁵ 金陵大学、金陵女子大学はともに複数のミッションによって設立されたキリスト教大学である。バックの属したアメリカ南部長老会も設立ミッションに加わっていた。

¹⁶ Pearl Buck, *Is There a Case for Foreign Missions?*, The John Day Company, 1932, pp.17, 21.

¹⁷ R. G. Tiedemann, "They Also Served! Missionary Interventions in North China," 1900-1945, 『東亞基督教再詮譯』(陶飛亞、梁元生編、香港中文大学崇基学院宗教與中国社会研究中心、2004年) 所収。

¹⁸ Pearl Buck, *Foreign Missions*, p.8.

¹⁹ Ibid., p.9.

²⁰ 女子教育に関してはこの限りではない。政府の管理の目が比較的緩やかだった日本のキリスト教女子教育は、自立した女性たちを多数輩出した。このテーマに関しては、小桧山ルイ『アメリカ婦人宣教師』(東京大学出版会、1992年) が最も網羅的である。

²¹ ポール・コーベン 佐藤慎一訳 『知の帝国主義』 平凡社 1988年。

²² ポストコロニアルの議論が中国近代史にどのように適応され得るのかについて著者はまだ模索中であるが、キリスト教伝道と帝国主義との関係、宣教師の「他者」としての中国理解とその影響、キリスト教的救済の論理と「文明化の使命」との関わりを考える上で、この議論からは多くを学んだ。特に、エドワード・サイード著 今沢紀子訳『オリエンタリズム』上下(平凡社、1993年) 及び同、大橋洋一訳『文化と帝国主義』1,2(みすず書房、1998年、2001年) を参照。

第一部

第一章

¹ Jacques Gernet, *China and the Christian Impact*, trans. Janet Lloyd, Cambridge University Press, 1985. Chap.1, 'From sympathy to hostility,' pp.15-63. 同書にはフランス語原著から訳された日本語版もある。ジャック・ジェルネ『中国とキリスト教 最初の対決』鎌田博夫訳、法政大学出版局、1991年。

² 典礼問題については、ジェルネの上記著作の他、矢沢利彦『中国のキリスト教』(近藤出版社、1972年) を参照。

³ 矢沢前掲書、270頁。ここに転載されている禁教の上諭は矢沢自身がイエズス会文書館(ローマ)で発見したものである。『大清世宗実録』には抜粋部分しか掲載されていない。

⁴ 但し、清初の知識人たちは、カトリック宣教師が地図を作成したりそれを運んだりしたことや大砲の製造法を知っていることを理由に彼らをスパイと見做し、外敵と手を結んで中国を征服しようとしているという疑いを表明していた。

⁵ 海外伝道の信仰的背景については、石原謙が比較的詳しく述べている。ただし石原は、宣教師の立場に自らを同化させて「東洋宣教」を理解しており、その負の側面にはほとんど触れていない。石原謙『日本キリスト教史』(著作集第10巻、岩波書店、1979年)の序説、「東洋におけるプロテスタント・キリスト教」及び第一部I「中国プロテスタン

ト宣教師概説」を参照。

⁶ Raymond Dawson, *The Chinese Chameleon, an analysis of European Conceptions of Chinese Civilization*, Oxford University Press, 1967, pp.132-154.本書には以下の邦訳があるが、ここでは原著を参照した。田中・三石・末永訳『ヨーロッパの中国文明観』大修館、1971年。

⁷ 東田雅博『大英帝国のアジアイメージ』ミネルヴァ書房、1996年、129-196頁。

⁸ よく知られているのは、中国内地会(China Inland Mission)宣教師の立場である。ハドソン・ティラーを始めとして、内地会宣教師は、宣教師は最小限の医療、衛生、教育面での奉仕以外には福音を伝えることのみを務めとすべきだという立場を取った。

⁹ BBP, China No.9, Correspondence Respecting Inland Residence of English Missionaries in China, 1870, p.11.

¹⁰ S. Wells Williams, *The Middle Kingdom, A Survey of the Geography, Government, Education, Social Life, Arts, Religion, of the Chinese Empire and Its Inhabitants*, John Wiley, New York, 1851, II, pp.95-99.

¹¹ A. H. Smith, *Chinese Characteristics*, Oliphant Anderson and Ferrier, 1890, p.330.

¹² 梁阿發著『勸世良言』がわずかな例外にあたる。佛教徒であった梁が魂の彷徨と入信に至る過程が綴られている。この書が洪秀全の挾上帝教創設のきっかけとなったことは余りにも有名である。

¹³ K. S. Latourette, *A History of Christian Missions in China*, London: Society for Promoting Christian Knowledge, 1929 (reprinted by Cheng-wen Publishing Company, 1975)

¹⁴ Stauffer, ed., *the Christian Occupation*. 序章注12参照。

¹⁵ ロンドン伝道会宣教師ウィリアム・ミルン(William Milne 1875-1822)も1813年にマ

カオに来着しマラッカやペナンで教育、出版活動を精力的にこなしたが、1822年に死去した。

¹⁶ *Chinese Repository*, vol.3, 1835, pp.352-353.

¹⁷ *Chinese Repository*, Vol.3 ,1842, p.628.

¹⁸ 入江啓四郎『中国に於ける外国人の地位』東京堂 1937年、261頁。

¹⁹ 勅令がプロテスタントにも適応されるのか否かをめぐって、植田はラグルネを通じてプロテスタント宣教師の質疑に耆英が応じたと述べているが、それは正確ではない。むしろこの問題にラグルネは全く関知しようとなかった。*Chinese Repository* 編集部はラグルネに「勅令がプロテスタントにも適応され、公に発表されるように」との要請を送っているが、ラグルネからの回答は得られず、その上イギリス領事からも協力を拒絶されたために、アメリカ領事に耆英への取次ぎを依頼したのである。当時、勅令がプロテスタントをも対象としているのか否かについてプロテスタント宣教師の見解はふたつに分かれていた。勅令が「十字架、絵、聖像に捧げものをする」という文言を含んでいることを理由に、アメリカン・ボードのブーンは、プロテスタントはそれらの行為を偶像崇拜としているのだから勅令の対象から排除されていることは自明だと述べたが、他方ロンドン伝道会のメドハーストは、外交関係の公平性を重視すべきであるという観点から、「我々が望むのは、平等な特権と宗教上の寛容を伴う最良のない公平な扱いである」と述べ、キリスト教信仰を表明するすべての人々に公平に宗教的寛容が与えられるよう求めている。植田捷雄「支那に於ける基督教宣教師の法律的地位」『東洋文化研究所紀要』第一冊、1943年、8頁。*Chinese Repository*, Vol.14, pp.539-540. 顧衛民『基督教与近代中国社会』上海人民出版社、1996年、127頁。

²⁰ 佐伯好郎『清朝基督教の研究』春秋社、1949年、453頁。耆英の回答全文は以下の通り。「本大臣於各国習教規矩、有無分別、本不知曉、今已知之較多、故再宣布、天主教無論供奉十字架圖像与不供十字架圖像、凡習教為善者、中國概不禁止。至規矩之或異或同、斷無分拒之理」史式微『江南伝教史』第1巻、82頁。

²¹ Otis Cary, *A History of Christianity in Japan*, 1909 (reprinted in 1993 by Curzon Press)
pp.82-84.

²² 「如有誘汚婦女、誑取病人目睛、仍踏前轍、及另犯別項罪名者、仍照旧例辦理」『籌辦夷務始末』道光七十三卷、三頁。「其有籍教為惡、及招集遠鄉人勾結煽誘、或別教匪徒假

托天主教之名籍端滋事、作奸犯科、應得罪名俱照舊例辦理」『籌辦夷務始末』道光七十五卷、六頁。

²³ 植田前掲書、9-10 頁。勅令が国際法上無効であるという植田の指摘に異議を差し挟む余地は全くないが、植田が 1858 年に結ばれた天津条約が国際法上初めてキリスト教信仰を認めた条約であることを厳密に認定しようとするあまり、ラグルネと耆英の政治交渉に国際法的意義を認めようとしたとして入江啓四郎を批判している点は、必ずしも妥当ではない。入江自身は、この勅令の発布は両者の交渉を得たものである以上、清朝側単独の意思表示とは言えないと述べているだけであって、勅令を国際法に準じるものとして断定しているわけではないのだ。だが入江自身が指摘しているように、勅諭が履行されなければ、フランス政府が約束違反として清朝に詰め寄ることは必至だったであろう。それ故、勅令の外交関係に与える影響の重大さを軽視することはできない。この勅令が 1858 年の天津条約に明らかに反映されていることを考え合わせても、勅令が実質的に持った外交上の意味、ないし効果を確認しておくことは重要である。入江前掲書、545 頁。

²⁴ 「其合衆国人・・・不准遠赴内地鄉村、任意閑遊・・・」（望厦条約第十七条）、「凡佛蘭西人・・・不得越領事官与地方官議定界址、以為營業謀之事」（黄埔条約第二十三条）。「於外國習教者、仍禁其擅入内地、所奏自屬可行」『籌辦夷務始末』道光七十三卷、三十一頁。
 「至仏朗済、及各外國習教人、只准其在通商五口地方、建堂禮拜、不得擅入内地傳教」（道光二十四年十一月十九日〔1844 年 12 月 28 日〕奉到硃批）「仍照現在定章外國人概不准赴内地傳教以示區別」（道光二十六年正月二十五日〔1846 年 2 月 20 日〕の上諭。同年二月二十一日〔3 月 18 日〕公示）『籌辦夷務始末』道光七十五卷、五頁。

²⁵ 坂野正高「一八四八年青浦事件の一考察」『近代中国外交史研究』所収（岩波書店、1970 年）

²⁶ 内地伝道に関する規定が存在しない清米条約の批准は、前年の八月に行なわれていた。

²⁷ 植田前掲書。

²⁸ 入江前掲書、558-559 頁。

²⁹ CR,1925, p.724. Willoughby, *Foreign Rights and Interests in China*, Baltimore, 1927, p.708.
 Kyuin Wellington Koo (顧維鈞) *The Status of Aliens in China*, Columbia University, 1912,
 pp.320-322.

³⁰ 義和団とナショナリズムの関連については、佐藤公彦『義和団の起源とその運動 中国

民衆ナショナリズムの誕生』研文出版、1999年を参照のこと。

- ³¹ 「耶穌教以清淨為宗、雖是非謬於聖人、可以僧道之流待之。天主教則納汗藏垢、無所不為、淵藪捕逃、動與地方官為難。名為伝教、實則包藏禍心。正士良民、不勝憤疾之情、致有戕殺之舉。」『籌辦夷務始末』同治五十三卷、七頁。
- ³² 一般信徒の中で特に訓練を受け、他信徒の指導者として教理を教える務めを担う者。
- ³³ J. C. Gibson, *Mission Problems and Mission Methods in South China*, London, 1901, pp.309-312.
- ³⁴ 『辟邪紀実』上巻「天主邪教集説」五頁。
- ³⁵ ギュツラフはプロシア人であるが、前任者の宣教師モリソンを引き継いで同役職につき、アヘン戦争終結後は香港総督の通訳官に任命されている。加藤祐三は、1845年にギュツラフが香港総督に提出した「シャム、安南、朝鮮、及び日本との通商条約の締結に関する所見」を取り上げ、通訳官は政治顧問ともいるべき高い発言権を有したと述べている。加藤祐三「ギュツラフ『所見』(1845)と東アジア」横浜市立大学論叢第36卷II III号、1985年。
- ³⁶ *Records of the General Conference of the Protestant Missionaries of China, Held at Shanghai, 1877*, p.407.
- ³⁷ William A. P. Martin, *a Cycle of Cathay, or China, south and north, with Personal Reminiscences*, New York, 1896, p.157.
- ³⁸ CR, 1869, p.24.
- ³⁹ Martin, *Cycle*, 181.
- ⁴⁰ Correspondence by Williams, CR, 1877, p.227.
- ⁴¹ Williams, F.W., *Life and Letters of Samuel Wells Williams*, New York: G.P. Putnam's Sons, 1889, pp.270-271.
- ⁴² CR, 1877, p.225.
- ⁴³ Martin, *Cycle*, p.181.
- ⁴⁴ Ibid., p.226.
- ⁴⁵ Ibid., p.227.
- ⁴⁶ 中国側の要請に基づいて、広東に在住していたアメリカ人を避難させるためにマカオから広東に向かっていた軍艦が砲撃を受けたため、珠江の砲台を報復攻撃したもの。パークーは米海軍初の攻撃によって、米国の威信を清朝政府に見せつけることができたと述

べた。Edward V. Gulick, *Peter Parker and the Opening of China*, Harvard University Press, 1973, pp.188-189.

⁴⁷ リード以降、アメリカ全権トップの肩書きは commissioner から minister-plenipotentiary に格上げされた。

⁴⁸ ibd.p.268.

⁴⁹ Williams, F.W., *Life and Letters*, p271.

⁵⁰ マーティンは、清朝の寛容条項の受け入れは、列強が太平天国になびいてしまうのではないかという恐れを動機としており、「大日本帝国憲法が自発的に完全なる信教の自由を認めたこととは比べられない」と述べている。Martin, *Cycle*, p.183.

⁵¹ 例えばティモシー・リチャードは、1885年に一向に改善しないキリスト教伝道を取り巻く状況を憂えて次のように述べている。「現在中国内地で宣教師の問題を解決できる人間が（イギリス人には）いない。アメリカ政府が宣教師を時折領事に任命することは良く知られている。イギリス政府はアフリカの内陸部では、宣教師を（領事に）任命しているのに」。CR, 1885, p.107.

⁵² Address from the Protestant Missionaries at Shanghai, BPP., Correspondence Relative to the Earl of Elgin's Special Missions to China and Japan 1857-1859, Inclosure 1 in No.133.

⁵³ Ibid., p.5.

⁵⁴ Ibid., p.253.

⁵⁵ Ibid.

⁵⁶ BPP., China No.5, Correspondence respecting the Revision of the Treaty of Tientsin, 1871, pp.430-431.

⁵⁷ BPP., Correspondence Relative to the Earl of Elgin's Special Missions to China and Japan, 1857-1859, pp.54-61.

⁵⁸ CR, 1877, p.227.

⁵⁹ John Burden, "Causes of Hostility to Missionaries," CR, 1872, p.267.

⁶⁰ 植田前掲書、13 頁。入江前掲書、555 頁。

⁶¹ A.J.Broomhall, *Hudson Taylor and China's Open Century*, V, Hodder and Stoughton, 1985, Appendix 3.プロテスタント信者数の省別内訳は以下のように報告されている。直隸 92、山東 68、江蘇・安徽 242、浙江 646、福建 1116、廣東・廣西 938、湖北 40、江西は拠点

のみで信者数はゼロ。

⁶² もちろんこの時期プロテスタント宣教師を巻き込む教案が皆無であったわけではない。例えば英國長老教会が拠点を置いていた福州では、1864年1月、イギリスとアメリカの教会に連続して何者かが侵入し器物を破損するという事件が起きた。1867年1月には宣教師が教民の家を借りたことを聞いた元の家主らが騒ぎを起こし、知県が介入して落着するという出来事が報告されている。『教務教案档』第一輯（三）1285-6頁。同第二輯（三）1265, 1269頁。

⁶³ 『教務教案档』第一輯（一）、中央研究院近代史研究所、中華民国六十三年（1974年）、2頁。『清末教案』1、中国第一档案館、福建師範大学歴史系合編、中華書局1996年、195-197頁。

⁶⁴ 『清末教案』1、204-205頁。

⁶⁵ 『教務教案档』第一輯（一）、4-6頁。

⁶⁶ 同、6頁。

⁶⁷ 『籌辦夷務始末』同治五十卷、三五頁。

⁶⁸ 『籌辦夷務始末』同治五十五卷、十六頁。

⁶⁹ 「教士專於引誘無賴窮民、貧者利其資、弱者利其勢、犯法者利其捕逃、往往慫恿教主與地方官相抗同。因習教而縱奸徒、固為地方之隱患、因伝教而召党類、尤藏異日之禍根。……督撫大吏、慎選牧令、以教養為亟、實行保甲以別淑慝、崇禮明儒以資勸化、多設善堂以賑困乏、此治本之說也。堅守舊約章程、教士不得絲毫干預地方公事、教民與常人爭訟、照例由地方官訊辦、紳民欺凌習教人、地方官秉公從速辦結、內地無教堂旧基、不得擅自私買立堂、此治標之說也。」同、十六-十七頁。

⁷⁰ 「雖百計開拓、亦終鮮尊信之者。況各省郡縣、多立教堂、業已拓之無可再拓。將來修約之時、該國如於此條澆請不已、似可許以隨時行文、保護彼教、但不必再添條款。諒不至更肆要求矣。此數端者、其害稍輕、不特不與力爭、並可有求立應。獨至鐵路輪船行塲開棧等事、害我百姓生計、則當竭力相爭。……」『籌辦夷務始末』同治五十四卷、三一四頁。

⁷¹ 改正条約、いわゆるオールコック協定の成立過程については、坂野正高の以下の文献を参照した。『近代中国外交史研究』岩波書店1970年、232-242頁。『近代中国政治外交史』東大出版会1973年、282-286頁。

⁷² BPP., *Memorials Addressed by Chambers of Commerce in China to the British Minister at Peking, on the Subject of the Revision of the Treaty of Tien-tsin, Presented to the House of Commons by Command of Her Majesty in Pursuance of the Address Dated February 24, 1868*, pp.39-41. これらの請願書は、上海や香港の新聞にも掲載され、曾国藩ら清朝官僚の目にもとまつたことが以下の資料に見える。CR, 1872, p.200.

⁷³ Paul Cohen, *China and Christianity, The Missionary Movement and the Growth of Chinese Antiforeignism, 1860-1870*, Harvard University Press, 1963, pp.224-225.

⁷⁴ 第二章注 87 を参照。

⁷⁵ BPP., *China, No8, Correspondence with Sir Rutherford Alcock Respecting Missionaries at Hankow, and the State of Affairs at Various Port in China, 1869*, p.5.

⁷⁶ “The House of Lords on missionaries,” CR, 1869, pp.24-27.

⁷⁷ BPP., *China No.9 ,Correspondence respecting Inland Residence of English Missionaries in China, 1870*, p.4.

⁷⁸ 『新約聖書』 ピリピ人への手紙 3 章 20 節

⁷⁹ Edmund S. Wehrle, *Britain, China, and the Antimissionary Riots, 1891-1900*, University of Minnesota Press, 1966, pp.49-54.

⁸⁰ 注 27 参照。

⁸¹ Frank Rawlinson, “The Evolution of “Christian Rights” in China,” CR, 1925, pp.719-728.

⁸² D. Z. Sheffield, “Treaty Protection to Christian Missions in China,” CR, 1908, pp.657-671.
Gilbert Reid, “Missionaries as Amenable to Chinese Law,” Ibid., pp.676-680.

⁸³ 『中華民国臨時約法』第六条第七項（1912年3月発布）、『中華民国憲法』（いわゆる曹錕の憲法）第六条第十二項（1923年10月提出）。

⁸⁴ Rawlinson, Ibid. W.W.Willoughby, *Foreign Rights*, p.720.

⁸⁵ Rawlinson, Ibid. Willoughby, *Foreign Rights*, pp.719-721. 外交史家ウィロビーはここで外国人の不平等特権を疑問視していた「リベラル」な宣教師ウォーンハウス(A.L.Warnhhuis)の論文を紹介している。その中でウォーンハウスは「宣教師はより強大な軍事力によって中国政府に強制した協定に依存しながら、攻撃的な西欧の一部として中国にやってきたのだ。彼の説く福音はそれゆえ、妥協して語られざるを得ず、主なる神が誤解される結果を生んだ」と述べているという。ウォーンハウスはアメリカ改革派教会宣教師で

1900 年來華（廈門）。清末から民国初期にかけて自立教会の建設に積極的に関わった。

De Jong, *The Reformed Church in China, 1842-1951*, Eerdmans Publishing Co., 1992,
pp.185-186.

第二章

¹ 里井彦七郎『近代中国における民衆運動とその思想』（東京大学出版会、1972年）「19世紀中国の仇教運動——植民地主義への抵抗」137-138頁

² 同書において里井は、仇教運動を中国の半植民地化過程における民族解放闘争とする見解を貫徹するために帝国主義列強と中国との間の「矛盾」と、国内の「民族矛盾」双方にバランスよく目配りしなければならず、その結果かなり強引に議論を推し進めている。たとえば、里井は1860-70年に起きた教案を「守旧派官紳」指導型と規定するのだが、「民族矛盾」の観点から「守旧派官紳」の行動は旧体制護持に過ぎず、指導権は必然的に民衆に移行するのだと決め付ける一方で、宣教師の保護下にあった中国人教民に対しては「守旧派官紳」によって「迫害」された人々として同情を示す。里井は1860年代にすでに民衆の意識は高まっていたのだとも述べるが（167-168頁）、この時期の「守旧派官紳」の運動は結局は「中国の近代史を後退させるものだった」と1870年を堺に教案史にある種の断絶があったことを指摘する。こうした階級矛盾一本槍の議論のひとつの欠陥は、中国の伝統的価値観とキリスト教というふたつの世界観の対決という側面を全く見落してしまう点にある。

³ 同書、164頁。

⁴ Paul A. Cohen, "Christian Mission and Their Impact to 1900," in J.K. Fairbank et al. (eds.), *The Cambridge History of China, vol. 10*, 1978, p.555.

⁵ Whyte, *Unfinished*, p. 119. ここでホワイトは、ティラーや内地会に関する著作の多くは「内地会の働きを分析しないという点でティラーの生涯を無批判に取り扱っている」と述べている。

⁶ 本稿に関わるものとしては、呂実強『中国官紳反教的原因』台湾商務印書館、1966年。李恩函「同治年間反基督教的言論」（『教案與反西教』）中国近代現代史論集第四編、台湾

商務印書館、1985年 所収)。佐々木正哉「同治年間の教案」『清末排外運動の研究』(『近代中国』第12巻、巖南堂書店、1982年 所収)。

⁷ Dr. and Mrs. Howard Taylor, *Hudson Taylor and the China Inland Mission: The Growth of a Work of God, China Inland Mission, 1918*, p.51 以下参照。ティラー個人の伝記としては本書が最も詳しい。

⁸ 厳密に言えば、バーンズの福音宣教のための内陸部旅行は違法である。しかし中国では当時、法の執行は地方の役人の意向に左右されていた。Edward Band, *the History of the English Presbyterian Mission 1847-1947*, reprinted in Taiwan 1972, p.12.

⁹ Broomhall, *Hudson Taylor*, II pp.305-306. 当時ティラーが属していた中国福音伝道協会の機関紙「Gleaner」は次のような英領事館批判を行ったという。「崇明島に住むことによつて、ティラーには英政府の管轄が及ばなくなつたのであり、彼が自ら危険に曝されようとも領事はこれに干渉する権利を持たない」。この見解が問題のすり替えであることは明白である。Ibid., p. 30.

¹⁰ Broomhall, *Hudson Taylor*, III, p. 196.

¹¹ 本書は内地会入門書でもあり、1890年までに八版を重ねた。

¹² ティラー自身がこの時までに按手礼を受けておらず、牧師の正式な資格を持っていなかつた。これは彼の中国服着用とともに、一部の宣教師仲間の不評を買う原因ともなつており、1859年の結婚の際にも、彼の妻となつたマリアの後見人は、ティラーを伝道の伝統から逸脱した変人として結婚に猛反対したという経緯がある。

¹³ Taylor, *China, its Spiritual Need and Claims*, London, 1865, p. 46.

¹⁴ *The China Mission Hand Book*, Shanghai, 1896, pp. 111-112

¹⁵ 山東を中心に伝道活動を展開したイギリスバプティスト伝道会（浸礼会）所属のティモシー・リチャードは、1870年代青州（現益都）や山西で大規模な飢饉に遭遇し、救済活動を行つたが、この時の経験によって教育の重要性を認識するに至つたといわれている。洋務官僚との交わり、『時報』『万国公報』に発表した政治改革案、変法運動との関り、山西大学の設立等々の活動を通して、リチャードは直接的な福音伝道でない間接的な働きかけによって士大夫層を中心に「伝道」を実践したのだった。ティラーとリチャードの違いについては、Latourette, *History of Christian Missions*, p.388. Paul Cohen, "Missionary Approaches: Hudson Taylor and Timothy Richard," *Papers on China*, Vol.11 (Harvard University,

1957)などを参照。コーベンは、両者の伝道手法、中国社会へのアプローチの仕方に見られる違いには、神学理解の隔たりが関わっていると指摘し、両者ともに信仰復興運動の影響を受けつつも、ティラーは終末論に強く傾き「世俗」と「魂の救い」とを全く切り離したのに対し、リチャードは人間の魂だけでなく、この世の営み全てが神の慈愛の下にあるとする自由主義的な神学理解に立っていたと述べている。

¹⁶ 1877年5月10日～24日に開かれたプロテスタント宣教会議の記録には、教育及び出版(secular literature)に関する活発な議論の模様が見える。その中でティラーは反対論を先導している。Records of the General Conference, 1877, pp. 196-203, 235-241. ティラーは中国人の非識字率が9割以上に達し、その上知識人はキリスト教に関心を示さないことを理由に、キリスト教文書の配布に効果はないと主張していた。The Occasional Papers of the China Inland Mission, From November 1872 to March 1875, London, 1875. p.14. ただし内地会は、信者に聖書を読ませるためのローマ字教育には熱心に取り組んだ。彼らは聖書をローマ字化した方言に翻訳し(特に寧波語聖書が知られている)大部分が非識字であった信者たちに漢字ではなく、ローマ字を教えたのである。Broomhall, Hudson Taylor, II, Appendix 4, 6. Ibid. III, pp.246-248.

¹⁷ 佐伯好郎前掲書、373頁。

¹⁸ The Occasional Papers, From November 1872 to March 1875, p.126.

¹⁹ この原則の徹底ぶりは内地会女性宣教師の次の言葉にも良く示されている。「彼らの衣服を着、彼らの言葉を習得し、彼らの習慣を学び、私たちの体の健康が許す限り彼らの食事に親しみましょう。彼らの家に住み、外側の見えるところに不必要的飾りをするのはやめにして、健康への配慮と仕事の効率の上でどうしても必要なだけ、家の中を変えよう」。Broomhall, Hudson Taylor, VII p. 607.

²⁰ こうした傾向がプロテスタント伝道初期の宣教師に良く見られる特徴であったことをドーソンも指摘している。Dawson, 1967, pp.135-136.

²¹ 例えば、1870年2月の『チャイニーズ・リコーダー』には「中国の人々は彼ら(中国服を着る宣教師)をいんちきのにせ中国男と嘲笑っており、中国服着用が中国人の改宗を促すことはない」と言い切るプロテスタント宣教師の論説が掲載されている。CR, 1870, p. 255.

²² The North China Herald, 28 Aug. 1868.

²³ 『教務教案档』第二輯 593-597 頁。揚州教案直後鎮江に難を逃れたティラーは、連日の脅迫と反対運動のため賃貸契約がまとまっていた物権を手放さざるを得なくなった。揚州教案直後の中国側の遅々たる対応に苛立っていたイギリス側は、この事件によってさらに態度を硬化させた。大規模な武力示威に至るまでには、こうした様々な要素が積み重ねられているという点にも注目すべきである。

²⁴ BPP., China No. 2, Correspondence respecting the Attack on British Protestant Missionaries at Yang-Chow Foo, August 1868, 1869, p. 4.

²⁵ 本章注 63。

²⁶ BPP., China No. 2, p. 8.

²⁷ 『教務教案档』(二) 第二輯、578 頁。

²⁸ 『教務教案档』同、581、608-609 頁。

²⁹ 『教務教案档』同、577 頁。

³⁰ BPP., China No.2, p.2. 上海領事メドハーストのオールコック宛の書簡

³¹ 『教務教案档』同、578 頁。

³² 同上。

³³ 天津条約（1858 年）と天津緒増条約（1860 年）の矛盾点（前者は第十款で各口、すなわち開港場での土地の購入、賃貸を認めているのに対し、後者は道光帝上諭に基づく第六款で各省での土地取引と会堂建造——しかもこの部分は漢文条約にのみある——を認めた）について、各省での取引に反対した李鴻章の仏總領事批判を受け、両国間で 1865 年 2 月 20 日に取り決められたのが、教会財産としての土地購入のみを認めたベルテミー協定である。ベルテミー協定の土地家屋の売買に関する規定は以下の通り。「嗣後法國伝教士如入内地置買田地房屋、契據內写明立文契人某某、此係賣產人姓名、賣為本處天主堂公產字樣、不必專列傳教士及奉教人之名。（今後フランス人宣教師が内地に入つて土地家屋を購入するには、契約書に契約者の名前と（それは不動産の売主の名前である）これを天主堂公產として売る旨を明記する。伝教士と信徒の名前を書く必要はない）」『教務教案档』第一輯 50-52 頁。この直後總理衙門は兩江總督曾國藩と江蘇巡撫李鴻章宛に「至売業之人、嗣後須令於未売之先報明該處地方官、請示應否應准其賣給、由官酌定准否、方准照辦」と売却前の官への届け出を義務付ける内容の書簡を送付した。『教務教案档』第一輯 53-54 頁。Cohen, *China*, p. 147.

³⁴ 『教務教案档』同、596-597 頁。

³⁵ 本章注 28。

³⁶ BPP., China No.2, p. 8.

³⁷ もちろん地方官の多くは、紳士層の反キリスト教観を共有していた。揚州におけるキリスト教排斥の動きに対策を講じなかった知府などはその良い例であろう。他のケースを見ても、教案発生以前の不穏な状況に前もって対処する地方官は実に少なく、1860 年に起きた貴州教案では、地方官自らが教会への攻撃を指導している。佐々木「同治年間の教案」参照。

³⁸ コーエンは、この書にしばしば湖南省の地名が登場すること、太平天国軍に厳しい批判を浴びせていること、湖南省はキリスト教に対する排斥が最も強かつたことなどの理由から、著者（選者）を湖南省人ではないかとし、同様に佐々木も湖南で編纂された形跡が濃厚であるとしている。Cohen, *China*, pp.277-281. 佐々木「同治年間教案及び重慶教案資料」（上）『東洋学報』第 46 卷第 3 号、1963 年、91 頁。『反洋教書文掲帖選』を編んだ王明倫は、さらに一步推し進めて『辟邪紀実』の選者は湖南省寧鄉県出身の崔諫（1833-1901）だとしている。なお本書が刊行された翌年（同治元年）には、本書からいくつかの文書を選択しそれに「湖南逐異類公呈」（異教の追放を求める請願書）を加えた『辟邪実錄』が出された。『実錄』も『紀実』同様広範に流布したと言われている。王明倫『反洋教書文掲帖選』齊魯書社、1984 年、10 頁。

³⁹ 「凡初入時、牧師以指取水微按其頂曰領洗礼、並餅擘與食、繼令飲酒一杯、曰食聖餐。…由是憎曠、自毀祖先神主。……有病不得如常医藥、必教中人來施針灸。婦人亦裸體受治、如不愈死即剖臍腑頭顱、考驗病之所在。…家有喪、牧師去死者親屬局門行殮、私取其睛、以膏掩之。……其取睛之故、以中國鉛百觔、可煎銀八觔、其余九十二觔、仍可壳還原価、惟其銀必取中國人睛配藥點之。…」

⁴⁰ 「謂天下不分中外、自君相以至士庶、皆為犯法之人。試問、中國歷来不少聖君賢相、正士端人、亦皆在犯之列耶。」「謂昔者孔子抱道不行、有莫知之歎。且謂必上帝之神感化人心、此心始可得而正、無論何國大聖大賢、以格物等法正人心、有名無實。試問、彼教何事不得罪孔子、而反援孔子以自證耶。人心待上帝感化而始正、何若尽生正人、不待感化猶愈耶。大聖大賢之正心有名無實、果何所見。而彼教之絕無人心者、反為有名有實耶。」「謂有日諸邪教滅亡、各惡事净尽、寰海變成新世界、無人不恭敬上帝、且愛人如己、此必

成功之事也。試問、諸邪教滅亡者、孔孟之教耶、佛老之教耶。孔孟之教、固昭如日星。

即佛老之不軌於正、豈若彼教之邪窮凶惡極乎。」

「謂近有耶穌教士來爾中土、宣聖道頒聖書、已歷五十余年。舉國人民、俱應悔改信主、究之信者少、不信者多、此亦顯為人心邪壞之憑。故爾華人按上帝律法、實皆有罪。試問、人心邪壞之憑、華人之罪、在有綱常名教耶。幸信者少、不信者多、向使驅中國而盡妖族之、則予亦無插身之地矣。」

⁴¹ この点は、呂実強も指摘するところである。呂は、『辟邪紀実』をも含むいくつかの破邪論を論じ、良知良能を備える人間は誰でも堯舜になり得ると考え、君臣、父子、長幼、男女の正しい秩序を重んじる儒家の伝統からは、現在と神の救い、神の前の平等を説くキリスト教は許しがたいものであったと述べている。呂実強『中国官紳反教的原因』台湾商務印書館、民国五十五年（1966年）12—60頁。

⁴² 例えば、Broomhall, *Hudson Taylor*, I – VII, 1981 – 1989. 本書は中国近代史とキリスト教伝道の関わりを視野に入れつつ、ティラーと内地会の歴史を論じた大著だが、内外のティラー批判に対してはティラー擁護で一貫しており、従来のティラーの伝記に見られる信仰美談がさらに強化されている。

⁴³ 『教務教案档』同、579頁「惟洋人在此已犯人民怒。若再在此逗留。誠恐別事端。…」

⁴⁴ 同、577頁及び581頁。

⁴⁵ 同、655頁。「現有教鬼伝教、到我淮城擾鬧。天父天母、總是言亂道。喫他丸藥糊塗、祖宗牌位不要。節婦養幼両堂、拿錢哄人入教。婦女聽他奸淫、昏糊不顧恥笑。小孩受害更狼、眼睛被他挖掉。…」

⁴⁶ 同、633-634頁。

⁴⁷ 王明倫前掲書、6頁。

⁴⁸ 佐々木正哉は「湖南公檄」と『辟邪紀実』の内容が類似していることから、前者は後者に基づいて作成されたのではないかと推測している。佐々木「同治年間教案及び重慶教案資料」（上）91頁。「湖南公檄」の全文は王明倫前掲書1-6頁を参照。

⁴⁹ 佐伯好郎前掲書、453頁参照。

⁵⁰ Broomhall, *Hudson Taylor*, V, p. 92.

⁵¹ Ibid., p.92.ブルームホールの Overseas Missionary Fellowship Archives (G212)からの引用に拠る。なお、Overseas Missionary Fellowship は、解放後内地会が中国国内で伝道活動がで

きなくなつてから、旧内地会を母体として設立され現在に至つてはいる伝道団体である。

⁵² 『教務教案档』第二輯（二）585頁。陸に雇われ遺体を埋めた李得義の供述。

⁵³ 揚州知府は曾国藩に、眼や脳が抉られているという事実ではなく、噂が噂を呼び、民衆は育嬰堂がフランス人宣教師の建てたものだとも知らずにティラー宅前に集結したと報告している。同、578-579頁。

⁵⁴ 同、574頁。

⁵⁵ 大谷敏夫『清代政治思想史研究』（汲古書院、1991年）274-304頁参照。

⁵⁶ 『統纂揚州府志』卷之三 7頁。「迨道光庚寅辛卯間塩法一變。運司俞德淵力社冒濫、而堂之用每年仍需二万数千。…」

⁵⁷ 清朝期の育嬰堂経営については、夫馬進『中国善会善堂史研究』（同朋舎1997年）の第4章、第5章を参照。また同書の序章ではキリスト教宣教師たちが中国の育嬰堂、養濟院といった福祉施設をどのように見ていたかが論じられている。

⁵⁸ 『教務教案档』第一輯（二）833-836頁には江蘇巡撫李鴻章が受け取ったフランス領事の要請とそれに対する李鴻章の回答、及び調査を命ぜられた揚州知府の調査結果を報告する李鴻章宛の書簡が掲載されている。

⁵⁹ 彼は66年の面会の際、揚州府内に土地を購入し教会を立てる意向を伝えて知府の厳しい批判を受け、結局この時は土地購入を強行しなかった。同上 894-898頁。67年の面会の模様は、『教務教案档』第二輯（二）574-575頁に見える。

⁶⁰ 同、575頁。

⁶¹ 同上、及び同、581頁。

⁶² 同、582頁。

⁶³ 佐伯好郎前掲書、447頁。里井の揚州教案理解は佐伯に依っている。李時岳『近代中国反洋運動』（人民出版社、1984年）27頁。顧長声『伝教士与近代中国』117-119頁。同『從馬礼・到司徒雷登』150-169頁。張力、劉鑑唐『中国教案史』（四川省社会科学院出版社、1987年）400-401頁。なお、コーベンは前掲書の中で、バランスの取れた視点から揚州教案の概要を紹介している。Cohen, *China*, pp.180-182.

⁶⁴ 呂実強「揚州教案與天津教案」林治平編『基督教入華百七十年紀年論集』（宇宙光出版社、1977年）所収。229-230頁。

⁶⁵ BPP., China No.2, p.6.

⁶⁶ Ibid., p. 19. および『教務教案档』第二輯（二）616-618頁。

⁶⁷ Ibid., p. 13.

⁶⁸ 『教務教案档』同、622-623頁。

⁶⁹ この時の事情をオールコックは総理衙門宛ての書簡に次のように説明している。「初めて（メドハーストが）南京に赴いたときには揚州の案件を解決することができなかつたが、これは曾国藩制台が屈辱的な対応をしたからであつた。それで二度目に南京に向かう際に軍艦を率いて行かせないわけにはいかなかつたのである。…メドハーストは軍艦が上海に帰還してしまつた途端、曾国藩に軽くあしらわれたという前回の経験に鑑みて、二度目は船を差し押さえて担保としたのであつた」同、702頁。

⁷⁰ 同 628-629頁。

⁷¹ 同、635頁。

⁷² 私信全文は BPP., China No.2, p. 9. 私信によると晏端書は前兩江總督で曾国藩の同学の友、厲伯孚は曾国藩の門下生である。また、『續纂揚州府志』は呉文錫が曾国藩の恩師の弟であると伝えている。『續纂揚州府志』卷之九、（同治十三年刊）46-47頁。なお、晏端書は同府志の編纂者である。

⁷³ 『教務教案档』同、622、635、639頁。事件後揚州府が教案の容疑者として四人の中国人を逮捕したこと、知識人の処罰を拒否する根拠となっていた。同、583、622頁。

⁷⁴ 同、598頁のオールコック書簡、およびBPP., China No.2, p. 4 のティラーの証言。

⁷⁵ 『教務教案档』同、638-641頁のメドハーストの曾国藩宛て書簡とそれに対する曾国藩の見解。メドハーストは曾国藩の紳士処罰拒否を厳しく批判し、再度逮捕を要求するが、同時に初めて葛某に触れ、その処分を求めている。曾国藩はメドハーストがそれまでの書簡で触れたことのない葛某の逮捕を求めてきたことを訝りながらも、迅速な対応を約束した。

⁷⁶ 同、681頁。

⁷⁷ BPP., China No.2, p. 43.

⁷⁸ この時の交渉では、揚州教案と並んで、鎮江でティラーの居住が妨害された教案と淮安でイギリスの貿易活動が妨害を受けた事件も重要な案件であった。交渉は後二者についてもイギリスの有利に進んだ。『教務教案档』同、686-688頁。

⁷⁹ 揚州での最終交渉の際、メドハーストは、ティラー等を中国側が捕らえた三人の容疑者

に会わせる手配をしたが、確認できたのはそのうち1名だけだった。ティラーはメドハーストに、事件から二ヶ月経っており、紳士の犯行を裏付ける各種のビラも事件の際に燃えてしまつて、何の証拠も記憶も残っていないので、紳士の名前を特定することは遺憾ながら困難であると述べた。BPP., China No.2, pp. 59-61.

⁸⁰ 合意内容は、Ibid., p. 72 及び『教務教案档』同、684-689 頁。689 頁には、石柱に彫られた告示文の内容が掲載されている。

⁸¹ 同、727 頁。

⁸² 同、723-726 頁。

⁸³ 同、737 頁。

⁸⁴ 伝道地先で被害に遭った宣教師をイギリス政府もアメリカ政府もあくまで一国民として保護したことは、外交史家顧維鈞も指摘するところである。例えば米公使デンビーは 1886 年米国国務長官ベイヤード宛書簡で、「宣教師は単に一市民（もしくは臣民）であり、その権利を考慮する際には彼の目的の神聖さが問題にされることはない」と述べた。

Koo, *The Status of Aliens in China*, pp.309-310.

⁸⁵ 坂野正高『近代中国政治外交史』282-293 頁参照。

⁸⁶ BPP., China No.2,p.64 .

⁸⁷ オールコックに対する批判は揚州教案の対応のみならず、同時に他の場面で立て続けに取られた武力行使をも根拠としていた。1868 年 4 月に台湾の鳳山で英國長老教会の宣教師マックスウェルらが襲われ、教民が殺害された際には、台灣領事ギブソンの要請によって海軍が台南安平に出動し示威行動を行つただけでなく、同年 11 月 25 日、清軍兵士が安平に向けて進軍中との知らせを受けた海軍は、安平砲台を攻撃した。ギブソンはその 2 日前に高雄に戻つていて現場には居あわせなかつた。ただこの事件は、教案だけでなく、樟腦貿易の専売をめぐる清朝との対立が激化し、ギブソンと台灣道梁元桂の交渉が膠着状態に陥つていたことも深く絡んでいた。そのため揚州教案ほど宣教師攻撃の材料にはならなかつたといえる。『教務教案档』第二輯(三)、1274 頁以下。Edward Band, *The History*, pp.75-79. 林文慧『清季福建教案之研究』(台灣商務印書館、中華民国 78 年) 37-45 頁。さらに、1868 年 12 月、潮州の開港を宣言した後オールコックの一任を受けたイギリス海軍は、開港に根強く反対する潮州郷村の妨害を防ぐため翌一月ふたつの村を攻撃し、焼き払つたが、これは現地当局及び海軍の独断として、攻撃の概要を知つたイギリ

ス政府に厳しく批判された。佐々木『清末排外運動の研究』、72-111 頁参照。こうした現地当局の姿勢は、新政権の方針に抵触するものであり、北京公使オールコックはその責任を問われることになった。なお、オールコックとクラレンドンのやり取りに関しては、Cohen,1963,pp.188-194 を参照。

⁸⁸ 入江前掲書、175-176 頁。

⁸⁹ BPP., China No.2, p.26.

⁹⁰ Ibid., p. 77.

⁹¹ バプティスト伝道会の問い合わせは、以下の事件がきっかけとなっている。1862 年に之罘の栖霞県に住む張家のひとりが洗礼を受け、同伝道会の宣教師ラフトン(Laughton)に張家の廟を教会堂として使用できるよう寄付したいと願ってきたので、親族の誰も反対していないことを確認した上で証書を取り交わした。ラフトンは登録するため証書を領事に提出したものの、間もなく外国人の居住に強く反対する栖霞県知県によって張家の家長以下 3 名が逮捕され酷い刑罰を受けた。ラフトンはこの事件を領事に報告したが、それ以前に領事は証書を之罘の道台に提出しており、外国人が中国内地に不動産を取得する権利はないと証書への承認を拒否されていた。証書の有効性を認めていた領事もやむを得ず証書を宣教師に返還した。BPP., China No. 9, Correspondence respecting Inland Residence of English Missionaries in China, 1870, p.1.

⁹² Koo, *The States of Aliens*, p.317. 顧維鈞は、オールコックはこれ以前改竄の事実を知らなかつたのではないかと述べている。だがどのようにして知ったのかは説明していない。

⁹³ 「酒に酔ったような」とは、『新約聖書』使途行伝第 2 章 13 節にある、クリスチヤンをあざ笑う表現。

⁹⁴ BPP., China No.9, pp.2-3.

⁹⁵ Ibid., p.4.

⁹⁶ Broomhall, *Hudson Taylor*, V, pp.166-167.

⁹⁷ 3 月 9 日の上院議会における議論を詳録した「タイムズ」(3 月 10 日付) は、「議会も、プレスも、社会全体も宣教師を好いてはいない。宣教師は最も依存心の強い、最も頭の悪い人々だ」と痛罵している。

⁹⁸ 「中国人の反発の原因是、プロテスタント側にはない」という彼らの主張に関して、もう一点付け加えておかなければならないことがある。すなわち、1870 年におきた天津教

案と、その後の清朝政府の対キリスト教政策についてである。天津教案は、カトリック教会の運営する育嬰堂（孤児院）が、巷で頻発していた幼児誘拐との関連を疑われたことに端を発している。天津民衆の責任追及の声に苛立ったフランス領事が通商衙門で発砲事件を起こし、直後に殺害されると、騒擾は一気に拡大し、カトリック司祭を含む二十名もの外国人が命を落とした。教案の深刻さを憂えた總理衙門は、翌年『伝教章程』と呼ばれる一種のガイドラインを作成して各国公使に配布した。『章程』の内容をここで詳細に論ずることは出来ないが、それは中国民衆の誤解を生む伝道活動の問題点を八項目に亘って列挙し、宣教師に自重を求め、双方の平和的共存を訴えたものである。プロテスチント宣教師は、この「章程」が問題視していることがらのほとんどが、カトリックにのみ当てはまるものであるにもかかわらず、自分たちまでもが対象となっていることを不服とした。『伝教章程』の発令以降、カトリック教会と、カトリックとプロテスチントを混同する清朝政府の認識に対し、彼らが一層批判を強めたのはこのためである。従って、一八七一年以降の内地居住権に関する議論を読み解く際、そこに『章程』批判が含まれることを念頭に置かなくてはならない。

⁹⁹ アメリカ人宣教師による武力行使正当化を論じたものとして Stuart Creighton Miller, “Ends and Means: Missionary Justification of Force in Nineteenth Century China,” in J. K. Fairbank, ed., *The Missionary Enterprise in China and America*, Harvard University Press, 1974.

¹⁰⁰ J.S.Burdon, “Causes of Hostility to Missionaries,” CR, 1872, pp.263-267. CR誌上の著者名は Burden となっているが、記載されている所属伝道会と活動時期から、Burdon の誤植であることはほぼ間違いない。

¹⁰¹ 『チャイニーズ・リコーダー』には以下のような論文が多数掲載されている。“The House of Lords on missionaries,” June, 1869, pp.24-27. Knowlton, “the Yang Chow Riot,” August, 1869, pp.69-73. Knowlton, “American and Chinese “Reciprocity”,” September, 1869, pp.106-110. John Chalmers, “The Missionary Question,” November, 1871, pp.155-158. Boomerang, “The Origins of the Missionary Troubles,” “The Discussion about Missionaries in 1869,” January, 1872. pp.200-242.等。

¹⁰² オールコックは、連名の書簡に再反論を書いただけでなく、書簡に名を連ねた牧師の一人バードン(本章注 100 の人物)が 6 月 23 日付の「ノース・チャイナ・ヘラルド」に載せた同様のオールコック批判文書にも反論を加えた。バードンの批判の主旨は、連名書

簡の内容とほぼ同じである。BPP. China No.9, pp.14-39.

¹⁰³ Cohen, *China*, pp.262-273.

¹⁰⁴ 「惟改歸地方官管轄、而不准地方官苛待、斯両得其平、自無意外之虞矣。此事於通商大局（臣？）亦甚有闕碍、不可不預為籌辦、以期永敦和好也」BPP. China, No.9, p.12.『教務教案档』第二輯（一）16頁。オールコックは宣教師の抗議書簡にコメントを加えた報告の中に、總理衙門恭親王からの書簡を inclosure3 として同封した。なお、漢文が不明な部分は英訳で補った。

¹⁰⁵ 例えば杭州在住の宣教師の投稿は、「他の宣教師のやり方が間違っているとは思わないが、私はそれには従わないと思う」と述べている。Correspondence singed ‘H. G.,’ CR, 1869, pp.230-232.

¹⁰⁶ BPP. China No.9, pp.7-8.

¹⁰⁷ Knowlton, “the Yang Chow Riot,” p.73.

¹⁰⁸ John Chalmers, “The Missionary Question,” p.156.

¹⁰⁹ CR, 1869, pp.106-110. ノールトンらの申し入れに対し、アメリカ大使ジョンロスは極めて前向きに、次のように答えたという。「私は就任当初、政府への報告書で宣教師に触れるることはなかったのだが、次第に彼らを知り、彼らの無私無欲な情熱を目の当たりにして彼らの主張を全面的に支持するようになった。当初私は、現地の偏見に接して、宣教師はあまり強く前面に出ないほうがいいのではないか、或いは余りにも精力的に内地に入り込む危険を冒さないほうが良いのではないかと考えていた。しかし私はすぐにそうした考えを棄てた」。Ibid., p.109.

¹¹⁰ J.S.Burdon, “Causes,” p.267.

¹¹¹ Broomhall, *Hudson Taylor*, V, p.185. Cohen, *China*, p.196.

¹¹² 就任後ウェードは、再び揚州に戻ったティラーに揚州を引き上げるよう要求したが、上海領事や鎮江副領事の尽力で、伝道拠点として確保することができた。Ibid., pp.246, 301-305.

¹¹³ ポール・コーベン著 佐藤慎一訳『知の帝国主義』（平凡社、1990年）180-181頁。並びに、Cohen, *China*, p. 321.

¹¹⁴ たとえば、キリスト教は文明と進歩の跡に従って進むと述べたクラレンドンに反論してある宣教師は、文明と進歩はキリスト教の後に従って進むのであり、もしイギリスが中

国に文明や進歩をもたらしたとすれば、それはキリスト教伝道が行われた結果なのである、と述べている。CR, 1869, p.25.

¹¹⁵ BPP. China No.9, p.234.

¹¹⁶ 義和団事件によって、プロテスタント側は 127 名の宣教師と、44 名の子どもたちが犠牲となった。そのうち内地会の犠牲者は、宣教師 52、子ども 16 名であった。内地会に次ぐ犠牲は the Christian and Missionary Alliance の 23 名。Broomhall ed., *Martyred Missionaries of the China Inland Mission*, Morgan and Scott, 1904, p. ix, x x i - x x iii. 賠償金の放棄は、決して義和団に対する列強の武力鎮圧に抗議の意思を表すためではない。彼らは「試練」を神の意思として受け入れたに過ぎない。内地会の没政治的な姿勢が結果的に列強の帝国主義を黙認したことは、1925 年 5.30 事件の際彼らが取った姿勢に顕著に示されている。内地会はこの時、全中国のキリスト教会、キリスト教団体を傘下に置く基督教協進会（1922 年発足）に所属していた。同協進会が事件に対する懸念を表明し、不平等条約問題を含む政治的な発言を行うと、内地会はそれを「ボルシェヴィズム的傾向」と非難して 1926 年協議会を脱会した。Whyte, *Unfinished*, p.158. 山本前掲書、62-63 頁。

第二部

第三章

¹ この地名は小島晋治の推測に従った。小島晋治『洪秀全と太平天国』岩波書店、2001 年、113 頁。

² もちろん皆無であったわけではなく、太平天国とキリスト教徒の関わりは、特に思想史上のテーマとして論じられていた。例えば後藤基巳は、モーセの十戒が唐代以来どのように説明され、受け入れられたかを論じる中で、太平天国の十戒理解を詳しく論じている。「十诫の中国的展開」（『明清思想とキリスト教』研文出版、1979 年、所収）ここで後藤が依拠しているのは、Boardman の *Christian Influence upon the Ideology of the Taiping Rebellion, 1851-1864* (University of Wisconsin Press, 1952)であるが、該書は矢沢利彦によって 1956 年に紹介されている。矢沢「ユーデン=パワーズ=ボードマン著 太平天

国のイデオロギーに及ぼしたキリスト教の影響」『アジア研究』第3卷第2号、アジア政経学会、1956年。

³ 小島晋治『太平天国運動と現代中国』(研文出版 1993年) 及び同前掲書参照。

⁴ 王慶成『太平天国的歷史和思想』中華書局、1985年。

⁵ 王慶成編注『天父天兄聖旨』遼寧人民出版社、1986年。

⁶ 王慶成『太平天国的文献和歴史』社会科学文献出版社、1993年、398~425頁。

⁷ 本書に収められている論文の多くがキリスト教、特に洪秀全と挙兵以前まで行動をともにしていた従兄弟の洪仁玕をとりあげており、本書に寄稿している菊池秀明と倉田明子もまたキリスト教を扱っている。また梁発と洪秀全の思想的関連を論じた呉義雄は、近年ミッショナリースクールや、中国人教会の伝道会からの自立に関する研究も精力的に行なっている。このことからだけでも中国においてキリスト教伝道史研究と太平天国研究が連結されつつあることが窺える。菊池「太平天国的基督教与客家文化」、倉田「洪仁玕与“洋”社会」、呉義雄「關於梁發与洪秀全思想關係的幾個問題」、戴和他編『太平天国与中西文化——紀念太平天国起義150周年論文集』(廣東人民出版社、2003年) 所収。

⁸ 小島晋治『太平天国革命の歴史と思想』研文出版、1978年、53-79頁。

⁹ 小島『太平天国運動と現代中国』51頁-73頁。

¹⁰ Jonathan D. Spence, *God's Chinese Son, The Taiping Heavenly Kingdom of Hong Xiuquan*, W. W. Norton and Company, 1996. スペンスの研究に先行するものとして、洪秀全が見た幻を心理分析の手法を用いて読み解き、「革命」との関連を論じた Rudolf Wagner, *Reenacting the Heavenly Vision: The Role of Religion in the Taiping Rebellion* (University of California Press, 1982)も挙げておかなくてはなるまい。

¹¹ ユージン・ボードマンは、太平天国に対するキリスト教の影響は3通りの経路を通じてもたらされたとして、『勸世良言』の入手=史料によって裏付けられた接触(an established contact)、ロバーツからのキリスト教文書の入手=蓋然性の高い接触(an probable contact)、そして最後に拝上帝会会員宗教書の入手=可能性のある接触(a possible contact)と呼んだ。Boardman, *Christian Influence*, pp.41-47.

¹² 正しい名称が「漢會」か「福漢會」かははつきりしていない。李志剛はギュツラフの弟子であった王元深なる人物の著作「聖道東來考」が「福漢會」と称していることから、後者の名称が正式であるとしている。李志剛「郭士立牧師在港創立之福漢會及其對太平

「天国之影響」『基督教与近代中国文化論文集』宇宙光出版社、中華民国 78 年、86 頁。しかし伝道初期の宣教師の著作の書誌を作成したワイリーは「漢会」「福漢会」の双方を記しており、会のメンバーであった洪覚仁の自伝では「漢会」が用いられている。Alexander Wylie, *Memorials of Protestant Missionaries*, Shanghai, 1867 (reprinted by Chengwen Publishing Company, 1967) pp.55-56. Jessie G. Lutz and Rolland Lay Lutz, *Hakka Chinese Confront Protestant Christianity, 1850-1900*, Armonk; M.E.Sharpe, 1998, pp.14-15. Lutz の研究は中国語に抄訳されている。李亞丹訳「不為人知的華人伝教士」章開沅編『社会転型与教会大学』(湖北教育出版社 1998 年) 所収。

¹³ 太平天国と漢会の関係に注目した研究の嚆矢は、プレスコット・クラークの下記論文である。Prescott Clarke, "The Coming of God to Kwangsi," *Papers on Far Eastern History* 7, ANU Canberra, March, 1973. キリスト教伝道史の観点から「漢会」を取り上げたものとしては、カール・スミスやルッツ夫妻の研究が挙げられる。Carl Smith, *Chinese Christians: Elites, Middleman and the Church in Hong Kong*, Oxford University Press, 1985. Jessie G. Lutz and Rolland Ray Lutz, "Karl Gutzlaff's Approach to Indigenization: The Chinese Union," in *Christianity in China, From the Eighteen Century to the Present*, ed. Daniel Bays, Stanford University Press, 1996. また客家のキリスト教受容を研究する人類学者、ニコル・コンスタブルの著作も、「漢会」と客家の関係を考える上で有益である。Nicole Constable, *Christian Souls and Chinese Spirits: A Hakka Community in Hong Kong*, University California Press, 1994.

¹⁴ カントン英領事バウリングは 1849 年 4 月、拝上帝会に関する両江總督の上奏を翻訳し、それに私見を添えて香港総督ボナムに提出した。Prescott Clarke and J. S. Gregory eds., *Western Reports on the Taiping*, Australian National University Press, 1982, p3.

¹⁵ Ibid., p5.

¹⁶ Walter H. Medhurst, *Pamphlets issued by the Chinese Insurgents*, Shanghai, and 1853.この著作はタイトルが示すとおり、太平天国の文書を集めて紹介したものであるが、その中に「広西叛乱の歴史 (A History of the Kwang-se Rebellion)」「外国人宣教師と中国人叛乱の関係 (Connection between Foreign Missionaries and Chinese Insurrection)」「太平天国文書の批判的分析 (Critical Review of the Books of the Insurgents)」の三論文が含まれている。

¹⁷ 洪秀全はロバーツのもとに滞在していた時、他の宣教師にも会っていたという記述があ

る。 Theodore Hamberg, *The Visions of Hung-siu-tshuen and the Origin of the Kwang-si Insurrection*, Hongkong, 1854, p.31. この記述の信憑性は判断し難い。広州で医療伝道に従事ていた宣教師としては、パーカーやホブソン (Hobson, ロンドン伝道会) がいるが、洪秀全が滞在していた 1847 年の 3 月から 5 月頃までは、双方とも広州にはいなかった。ただ、北王韋昌輝が 1853 年に天京を訪問した領事付通訳メドウスに、広州在住の医療宣教師の安否を尋ねていることから、洪秀全が会ったか否かは別として、ある医療宣教師が太平天国で知られていた可能性は高い。Clarke and Gregory, *Western Reports*, pp.49-50. 1848 年に香港に来たロブシェイド (Lobsheid、ラインミッショն、後中国福音伝道協会) はギュツラフ及び「漢会」とも関係が深かったので、その宣教師はロブシェイドではないかと推測される。Wylie, *Memorials*, pp.184-185. 李志剛前掲書、78 頁。なお、ホブソンの働きと、その著作については、吉田寅「入華プロテスタント宣教師の中国語医学書の研究」(『宣教師刊中国語医学書と関連資料——中国プロテスタント初期医療伝道の資料的考察——』立正大学東洋史研究室、1997 年、所収) を参照。

¹⁸ Karl Gutzlaff, *A Journal of Three Voyages along the Coast of China in 1831, 1832 and 1833 with Notices of Siam, Corea and the Loochoo Islands*, London, 1834.

¹⁹ この時ロバーツはまだバプティスト海外宣教局から宣教師としての正式な承認を受けてしまらず、独立宣教師として私的な基金に支えられて中国に渡ってきた。後に宣教局の正式派遣を受けるが、ロバーツと宣教局との関係は最後までギクシャクしていた。なおバプティスト派が海外宣教局を設けたのは 1814 年だが、1845 年に南北のバプティスト派が分裂すると、南部バプティスト派はリッチモンドに海外宣教局を設置する。1845 年の分裂以降シュックとロバーツの所属は南部バプティスト派となる。Margaret Morgan Coughlin, *Strangers in the House: J. Lewis Shuck and Issachar Roberts, First American Baptist Missionaries to China*, University of Virginia, 1972.(未公刊) pp.1-15.

²⁰ George A. Hood, *Mission Accomplished? The English Presbyterian Mission in Lingtung, South China*, Verlang Peter Lang, 1986, pp.47-49. J. and R. Lutz, "Karl Gutzlaff's Approach," 1996, p.270.

²¹ ギュツラフの伝道方法を継承発展させたのが、最大の中国伝道団体となった超教派の団体、中国内地会 (China Inland Mission) の創設者ハドソン・ティラーである。本稿第 2 章参照。

²² *Chinese Repository*, 1833, p.64. ギュツラフの航海記は単行本として出版される前に、*Chinese Repository*に連載されていた。ここでは同雑誌から引用した。

²³ 英国長老教会の中国伝道を中心に、伝道のありかたを歴史的コンテキストの中で批判的に検討したHoodは、ギュツラフが3度目の中国沿岸旅行の際アヘン密輸船に乗ったこと、アヘン戦争以前から最期までイギリス政府に奉職していたことに、個人生活の敬虔さと個人の社会的行為を結び付けない敬虔主義のダブルスタンダードが現れていると見る。Hood, *Mission Accomplished*, pp.12-22. 同様の指摘はClarke, “The Coming of God to Kwangsi,”にも見られる。

²⁴ Wylie, *Memorials*, 1867, pp.54-66.

²⁵ 宣教師の漢文著作の書誌学的研究としては、吉田寅『中国キリスト教伝道文書の研究』(汲古書院、1993年)及び『中国プロテスタント伝道史研究』(同、1997年)を参照されたい。

²⁶ ギュツラフ以前に既にロンドン伝道会によって行われていた「自然な流布」を想定した文書配布は、ギュツラフによって派手な大規模事業へと形を変えた。Hood, *Mission Accomplished*, p.47.

²⁷ ネヴィアス・プランについては、Samuel Hsiang-en Chaoの未公刊博士論文、*John Livingston Nevius(1829-1893): Historical Study of His Life and Mission Methods* (Fuller Theological Seminary, 1991)を参照。

²⁸ 中国における教会の自立に関しては、山本前掲書を参照。中国人による中国人伝道と中国人教会の外国ミッションからの独立がどのようにつながるのかという問題は重要である。この問題はまた、日本のキリスト教のあり方との比較の中でも検討されるべきだろう。日本では1859年に最初の宣教師ヘボンやブラウンらが来日してからわずか13年目の1872年、日本人教会「日本基督公会」(後の日本基督教会)が横浜に建設され、その後も関連する伝道団体との協力と緊張関係の中で、1890年には外国ミッションからの政治的自立、経済的自給独立がはっきりと打ち出された。他方、中国では1913年以前に中国人指導者が全国宣教會議の正議員として出席することは皆無だったほど、中国人のキリスト教指導者育成に時間がかかり、外国ミッションからの独立を謳った全国規模の教会の登場は1922年の「中華基督教会」建設まで待たなくてはならなかつた。この違いは、佐幕派の独立志向という本質主義的解釈に陥りがちな説明によってではなく、双方が置

かれていた列強との外交を含む国際的視点に立って考えるべきであろう。

²⁹ Richard Ball, *The Hand Book of China*, London, 1854, pp.60-61. 正確な数は把握されていないが、漢会設立年の会員数は20名～37名、会員によって「洗礼」を受けたとされる中国人の数は262人である。以後多い時には会員数は1000人を数え、受洗者の数も年によっては700人近くまで達している。J. and R. Lutz, "Karl Gutzlaff's Approach," p.273.

Broomhall, *Hudson Taylor I*, pp.315-318.

³⁰ J. and R. Lutz, "Karl Gutzlaff's Approach," pp.273-287.

³¹ 洪仁玕とバーゼル宣教会の関係については、倉田明子「洪仁玕とキリスト教——香港滞在期の洪仁玕——」『季刊中国研究』641号（2001年7月）に丁寧にまとめられている。

³² 李志剛前掲書、70—72頁。

³³ Clarke, "The Coming of God to Kwangsi," p.171.

³⁴ コフリンによれば、この関係解消は極めて円満に行われたというが、解消の理由としてコフリンは「洗礼」を意味する *baptizo* の訳語をめぐる対立をおわせている。コフリンは「洗礼」の訳語として使われた漢語を示していないため、何が問題であったのか定かではないが、少なくともロバーツが一定期間用いた1844年のギュツラフ訳聖書と、1853年に完成し、ロバーツも好んで用いたバプティスト派宣教師ゴダードの訳による聖書は、どちらも洗礼の訳語として「浸」を用いており、この点に関する限り、訳語上の対立はなかったといえる。Coughlin, *Strangers*, p.85.

³⁵ Coughlin, *Strangers*, pp.99, 294, 295.

³⁶ Ibid., p.176.

³⁷ Ibid., pp.206-207.

³⁸ 王慶成『太平天国的文献与歴史』400頁。

³⁹ Hamberg, *Visions*, pp.8-9.

⁴⁰ 麦沾恩著、胡簪雲訳、上海広学会重訳『中華最早的布道者梁發』『近代史資料』39号、1979年、186-189頁、194-196頁。

⁴¹ Spence, *God's Chinese Son*, p.31.

⁴² Ibid., pp.19-20. 吳義雄『在宗教与世俗之間——基督教新教伝教士在華南沿岸的早期活動研究』廣東教育出版社、2000年、78頁。なお吳もスペンスのスティーヴン説を支持している。吳義雄「閔与梁發与洪秀全思想關係的幾個問題」『太平天国与中西文化』所収、304

頁。

⁴³ Spence, *God's Chinese Son*, p.31.

⁴⁴ 吳義雄『在宗教与世俗之間』79 頁。

⁴⁵ ハンバーグの著書名にある vision の訳には今まであまり注意が払われてこなかったように思う。ハンバーグは、神の啓示と約束のしとして聖書にある「まぼろし」の意味で、dream でも illusion でもない vision を用いたものと思われる。本論ではハンバーグ始め宣教師の言う vision はすべて「幻」で統一し、その他は「幻夢」とした。

⁴⁶ 広東入城問題については、坂野『近代中国政治外交史』204 頁以下、及び夏井春喜「廣東抗英鬪争」(『講座中国近現代史 1』東大出版会、1978 所収) を参照。

⁴⁷ Hamberg, *Visions*, pp.30-31.

⁴⁸ ロバーツの手紙は、*Baptist Banner and Western Pioneer* (July 29, 1847) に掲載された。

Coughlin, *Strangers*, p.316.

⁴⁹ 新約聖書使徒行伝 10 章 1 節から 3 節を指したもの。「さて、カイザリヤにコルネリオという名の人がいた。イタリヤ隊と呼ばれた部隊の百卒長で、信心深く、家族一同と共に神を敬い、民に数々の施しをなし、絶えず神に祈っていた。ある日の午後三時ごろ、神の使が彼のところにきて、「コルネリオよ」と呼ぶのを、幻ではっきり見た」(『口語訳聖書』日本聖書協会)

⁵⁰ Coughlin, *Strangers*, pp.255-256.

⁵¹ Hamberg, *Visions*, P.32.

⁵² Coughlin, *Strangers*, p.256.

⁵³ 王慶成『太平天国的文献和歴史』402-404 頁。小島『太平天国と現代中国』45-46 頁。幻の脚色に使われた洪秀全を上帝の第二子とみなす内容そのものは、1848 年に広西で起きた上帝、天兄が拝上帝会指導者、楊秀清、蕭朝貴にのりうつる附体現象=下凡を通じて下された命令によって確立した。下凡した天兄に連れられて天に昇り天父上主皇上帝に会った蕭朝貴は、此岸に戻ってきて洪秀全に上帝との会話の内容を伝えた。その上で上帝は「洪秀全は我が子である。父がいれば必ず子もいる。私の気性は激しい、彼の気性もまた激しい（洪秀全是我子、有其父必有其子。我性烈、他性亦烈。）」と述べた。王慶成編注『天父天兄聖旨』遼寧人民出版社、1986 年、6-7 頁。

⁵⁴ 『太平天日』太平天国壬戌十二年（1862）刊、『王長兄次兄親目親耳共証福音書』太平

天国庚申十年（1860）刊。いずれも『太平天国印書』江蘇人民出版社、1979年所収。

⁵⁵ 王慶成『太平天国的歴史与思想』37頁。

⁵⁶ Hamberg はこれを heavenly commands と表現している。Hamberg, *Visions*, p.19.

⁵⁷ Ibid., p.19-29.

⁵⁸ 「我遂問米先生領受洗礼之意何解、米先生曰、洗礼者、以清水一些、灑於人頭上、或身上、內意是洗去人所有罪惡之汚可領聖神風感化其心、…」吳相湘主編 中国史学叢書 14 『勸世良言』第九卷九-十頁、学生書局、1963年、300-301頁。

⁵⁹ Hamberg, *Visions*, pp.31-32. Coughlin, *Strangers*, pp.257-261. 王慶成『太平天国的文献和歴史』404-406頁。

⁶⁰ Roberts, "Tae Ping Wang," *Putnam's Magazine*, no.8, Oct., 1856, cited in Coughlin, *Strangers*, p.257.

⁶¹ Roberts' Letter, *The Chinese General Missionary Gleaner*, vol.2, 7, Dec., 1852, cited in Coughlin, *Strangers*, p.262.

⁶² Roberts' Letter, *The Chinese General Missionary Gleaner*, vol.2, 9, Feb., 1853, in Clarke and Gregory, *Western Reports*, p.19.

⁶³ 王慶成編注『天父天兄聖旨』14頁。「天王曰：“小弟問天兄、番人羅孝全は真心否？”天兄曰：“是真心也、有牽連也。”」この資料が発見されるまで、ロバーツのことで洪秀全に天兄からの「お告げ」があったことは明らかになっていなかったが、実はすでに1863年にエドキンスがこのことに触れている。彼は洪秀全がロバーツを太平天国に招聘した理由は「ロバーツはよい人間であるという聖なるお告げを受けたと、洪秀全が信じているからだ」と述べている。Jane Edkins, *Chinese Scenes and People*, London, 1863, p.275. 本書はエドキンスの妻ジェーンが、南京行きに関する夫の述懐を含めて纏めたものである。

⁶⁴ Coughlin, *Strangers*, p.268.

⁶⁵ Clarke and Gregory, *Western Reports*, pp.61-62.

⁶⁶ 王慶成『太平天国的文献和歴史』407-408頁。

⁶⁷ 小島『洪秀全と太平天国』68頁。

⁶⁸ モリソン訳聖書改訂の必要に迫られた宣教師たちは、メドハースト、ギュツラフ、ブリッジマン、そしてモリソンの息子をメンバーとする共同翻訳委員会を立ち上げ、改訂作業に取り掛かった。その結果1836年に『新遺詔聖書』が出されたが、これは事実上メド

ハーストの翻訳であるといわれている。同年旧約聖書の改訂も始まったが、途中メドハーストの作業継続が困難になり、委員会は解散、ギュツラフがひとりで完成させた。

⁶⁹ Clarke and Gregory, *Western Reports*, p.264.

⁷⁰ Medhurst, "Critical Review," p.2. バプティスト派の「真の神」が「上帝」に改変されている。

⁷¹ 王慶成は、ギュツラフ訳であると断定することは決してできないと述べている。王慶成『太平天国的歴史与思想』33-35頁。

⁷² 沈元「洪秀全和太平天国革命」『歴史研究』1963年 第1期、54頁。また夏春濤は『原道覺世訓』を始めとする宗教書に使用されている、上帝、真神、天、天父、或いはサタンにあたる魔鬼、蛇魔等の宗教語を丹念に拾い上げ、それらを詳細に比較検討した。主に儒教概念と照らし合わせた比較が行なわれているが、それぞれの宗教書の変遷と相違点も示されている。夏春濤『太平天国宗教』南京大学出版社、1992年。

⁷³ 小島『洪秀全と太平天国』88-98頁。

⁷⁴ Ball, *The Hand Book*, p.60.

⁷⁵ Clarke and Gregory, *Western Reports*, p.220.

⁷⁶ Joseph Edkins, *The Religious Condition of the Chinese*, London, 1859, pp.278-280.

⁷⁷ エドキンスの著作の出版年から判断して、元漢会メンバーとの面会は少なくとも1859年以前である。

⁷⁸ クラークの引用した史料によれば、複数の宣教師が太平天国の「起源」に漢会が関わっていることを認めている。Clarke, "The Coming of God to Kwangsi," pp.160-161.

⁷⁹ Ibid., p.177. ここでクラークは馮雲山=漢会会員説を支持しているが、これは茅家琦によって否定されている。茅家琦「閔子郭士立和馮雲山的関係問題」『太平天国学刊』第1輯 1983年。

⁸⁰ Clarke, "The Coming of God to Kwangsi," p.173.

⁸¹ 『天条書』(刊行年不明)『太平天国印書』所収。

⁸² 訳語の変遷に関しては、1853年に南京を訪問し太平天国の宗教書を入手し、それらを論じたメドハーストの論文に依拠した。ここでメドハーストは、ギュツラフ個人訳新約聖書の出版年を「1844年ごろ」としているが、初版の出版は1840年である。ただしギュツラフは自分で訳した聖書に何度も改訂を加えているので、メドハーストが取り上げて

いるのは、その改訂版である可能性が高い。Medhurst, "Critical Review," p.4.

⁸³ 『太平天日』に以下のように記されている。「35歳の時、1847年の2月の初め、主（洪秀全）は洪仁玕と広東省城の礼拝堂を訪ねた。後に洪仁玕は帰ったが、主は一人礼拝堂に留まって、アメリカ人の羅孝銓（ロバーツ）と共に数ヶ月そこにいた。主は『旧遺詔聖書』、『前遺詔聖書』を次々に丁寧に読んだ。（年三十五、歳在丁未、二月初、主与干王洪仁玕到広東省城礼拝堂、後干王仁玕回帰、主独留礼拝堂、与花旗羅孝銓共處數月。主歴將旧遺詔聖書、新遺詔聖書細覽）」。

⁸⁴ Hamberg, *Visions*, p.21.

⁸⁵ Ibid., pp.35-36.

⁸⁶ Ibid., p.150. 『太平天国史訳叢』第一輯（中華書局、1981年）12頁。

⁸⁷ Ibid., p.243.

⁸⁸ Clarke and Gregory, *Western Reports*, p.253.

⁸⁹ 小島『太平天国運動と現代中国』 87、90、96頁。「・・・当天用水一盆拝畢將水撓心胸臆、・・・」「撓」は‘かき乱す’のほか、まれに‘ちらす’という意味で用いられる。小島氏は「水を胸にちらす」と訳しているが、ここは“水を手にとって胸をかきむしるよう洗った”と訳すべきであろう。

⁹⁰ 簡又文『太平天国典制通考』下冊、簡氏猛進書屋、1957年、1856頁。高田・後藤訳『易經』（岩波書店 1969年）参照。

⁹¹ Coughlin, *Strangers*, pp.275-276.

⁹² Clarke and Gregory, *Western Reports*, pp.314-315.

⁹³ Latourette, *History of Christian Missions*, p.302. CRにも同じような見解が見える。例えば第70巻の論文は孫文につながる政治運動としての太平天国を認めながらも「その殘虐性と決定的な失敗の故に、破壊と死以上のものは殆ど何ももたらさなかつたように思える」と結論付けている。Arthur Gallimore, "The Tae Ping Rebellion," CR, 1939, p442.

⁹⁴ Latourette, *History of Christian Missions*, pp.298-299.

⁹⁵ Clarke, "The Coming of God to Kwangsi," pp.173-175.

⁹⁶ BPP., China No.9, p.10.

⁹⁷ Coughlin, *Strangers*, p.140.

⁹⁸ Spence, *God's Chinese Son*, Foreword 参照。

⁹⁹ J. S. Gregory, *Great Britain and the Taipings*, Frederick A. Praeger, 1969, p.52.

¹⁰⁰ Latourette, *History of Christian Missions*, pp.263-266.

¹⁰¹ Timothy Richard, "How one Man can Preach a Million," *CR*, 1889, pp.487-498.

¹⁰² Edkins, *Religion in China* (London, 1877) pp.194-198. なおこの本は同著者による *The Religious Condition of the Chinese* (London, 1859) を加筆、改訂したものである。新たに 3 章書き加えられているが、もとの原稿は殆どそのまま生かされている。太平天国に関する章も同様で、旧版の文章はほぼそのまま残され、初版から太平天国の崩壊を経て 10 数年経った後も、エドキンスの評価は基本的に変わっていないことがわかる。

¹⁰³ Nicole Constable, *Christian Souls*, pp.29-38, 165-169.

¹⁰⁴ J. and R. Lutz, *Hakka Chinese*, pp.121-144.

¹⁰⁵ 洪秀全に『勸世良言』を勧め、最初に洗礼を受けたとされる李敬芳が、李正高の父親もしくは伯父であるという説も存在する。J. and R. Lutz, *Hakka Chinese*, p.123. Carl Smith, *Chinese Christians: Elites, Middleman and the Church in Hong Kong* (Oxford University Press 1985) p.78.

¹⁰⁶ J. and R. Lutz, *Hakka Chinese*, p.133.

¹⁰⁷ 鄧嗣禹「勸世良言与太平天国革命之関係」梁發『勸世良言』吳相湘主編、中国史学叢書 14、1965 年、2 頁。

第四章

¹ 厳密に言えば、ミッショナリースクールは外国伝道団が設立した学校を、キリスト教主義学校ないしキリスト教学校はミッションに限らずキリスト教主義を掲げる学校を指す。しかし事実上ミッションによって設立された学校以外のキリスト教学校がなかった中国では、両者ともに「教会学校」と呼ばれ殆ど区別はされていない。これに対し、「教会学校（大学）」という呼称には教派教会のニュアンスがあること、キリスト教系大学の中には広州の嶺南大学のような教派色を全く持たないものも含まれることから、両者を分けて考えるべきだという見解もある。朱峰『基督教与近代中国女子高等教育——金陵女大与華南女大比較研究』福建教育出版社、2002 年 13-14 頁。

² 1844年ロンドン伝道会が廈門に男子の塾を、翌年米国長老教会が寧波に女塾を、さらに1848年アメリカン・ボードは福州に男子塾を開いている。

³ *Records of the General Conference*, 1877, pp.171-180.

⁴ 吳梓明、梁元生編『中国教会大学文献目録』1～5、香港中文大学、1996～1998年。

⁵ 『基督教教育与中国社会叢書』第1輯～第7輯、福建教育出版社、1998～2003年。

⁶ 日本のキリスト教教育と教派主義の問題については、大江満の研究が最も詳しい。特に、大江満「明治期の外国ミッショント教育事業——立教築地時代の系譜——」(『立教学院史研究』創刊号2003年)を参照。

⁷ 唯一の成功例は、1918年の東京女子大学の設立である。男子教育は全て失敗に帰した。大森秀子「基督教女子教育会と基督教連合女子大学運動」『キリスト教学校教育同盟百年史紀要』創刊号2003年6月。大西晴樹「キリスト教大学設立運動と教育同盟」『百年史紀要』2003年6月。

⁸ 佐藤尚子『米中教育交流史研究序説——中国ミッショントスクールの研究』龍溪書舎、1990年、54頁。

⁹ Jessie Lutz, *China and the Christian Colleges, 1850-1950*, Cornell University Press, 1971, p.207.

¹⁰ 陳青之著 柳沢三郎訳『近代支那教育史』アジア学叢書54、大空社、1998年、178頁。教育総長蔡元培は、学校での孔子祭祀を禁止する措置を取ろうと試みたが、保守派の猛烈な反対にあって断念した。

¹¹ Hawks Pott, "The Present Status of Missionary Schools," *Records of the 6th Triennial Meeting of the Educational Association of China held at Shanghai, May 19-22, 1909*.

¹² 独立宣教師ギルバート・レイドは、政府の対応は中国の反キリスト教的排外主義が反映されたもので、ミッショントスクールの今後に重大な影響をもたらすと警告した。Ibid., p.75.

¹³ Alexander Michie, *Missionaries in China*, Tianjin, 1891, pp.91-92.

¹⁴ *The China Mission Hand Book*, Shanghai: American Presbyterian Mission Press, 1896 (reprinted by Cheng-wen Publishing Press, 1973) pp.325-326.

¹⁵ この会議の原型は、1874年山東省芝罘で開かれた長老教会中会(Synod)である。中会には、他地域の長老教会宣教師も招かれたが、以後宣教師どうしの交換、交流を他教派にも拡大する動きが具体化し、77年の超教派会議開催に至った。この会議の出席者は男女

あわせて 142 名（全て外国人宣教師）、参加伝道団体は 18 だった。

¹⁶ *Records of the General Conference*, 1877, p.439.

¹⁷ Ibid. p.440.

¹⁸ 英国教会（Church Missionary Society）の宣教師が村民の共有財産である「公地」のすぐ側に学校を建設していたところ、以前から「公地」の側は風水上避けて欲しいと再三福州領事に申し入れをしていた紳士（在地知識人）や村民たちが、申し入れに一切応じようとせず、むしろ彼らに横柄な態度を取りつづける宣教師に業を煮やして、完成間近だった学校に火を放ったという事件。『教務教案档』第三輯（三）中央研究院近代史研究所編 1589 頁以下参照。またこの事件のあらましは、林文慧『清季福建教案之研究』（台灣商務印書館 民国 78 年）の 13 頁から 23 頁に簡潔にまとめられている。

¹⁹ 天津・北京条約以来、ミッションスクールの設置を明確に認めた条約、条項は存在しない。学校の建設に触れているのは、バーリングーム条約第 7 条であるが、これも開港場における学校設置を認めたに過ぎず、さらにその教育の対象として中国人が想定されていたわけでもない。結局ところミッションスクールは、内地伝道、内地における不動産取得の権利承認によって建設された教会の付属施設として、なし崩し的に建てられていったと解釈するのが妥当である。植田捷雄「支那に於けるミッションスクールの法的地位」『外交時報』第 98 巻、第 6 号、1941 年。

²⁰ 1886 年までの時点で、益知書会は 104 点の教科書を作成した。その多くが科学分野であった。

²¹ 1868 年に創刊され伝道に関する様々な論説、情報を掲載した総合雑誌『チャイニーズ・レコーダー』の中に会の責任編集で 1890 年から「Education Department」という欄が設けられた。

²² ミッションスクールは「大学令」の対象外に置かれたが、宣教師の側は民国政府によって建設されつつある大学を脅威と捉え、競争相手として十分伍していくだけの実力を持つために、「大学令」の大学設置基準を自分たちの大学に課した。認可を受けられない中国のキリスト教主義「大学」は、ニューヨーク州やコロンビア州の州法によって認可、法人組織化され、アメリカに評議会を結成して大学運営を行うという形がとられた。

²³ D. Z. Sheffield, "The North-China College and Theological Seminary," CR, 1895. pp.224-228.

²⁴ 1889 年の設立時には、Tungchow College という名称だったが、新キャンパスへの移転を

期に North China College に改称している。

²⁵ 英語を教えるべきか否かをめぐって宣教師の議論は二分していた。

²⁶ 「迨中東戦後、求学之心又復勃発、不但広設学堂、甚至多派留学生、赴東西洋肄業。本監理会在蘇州、松江、湖州等處皆設学堂。時中国風紀大開、遂趁此時機、聚議創設大学堂、以供中学堂卒業諸生之進歩。」林樂知「監理会創立大学堂之歴史」『万国公報』第十九卷第三号。李楚材編著『帝国主義侵華教育史資料——教会教育』教育科学出版社、1987年、171-172頁。林樂知は Y.J.アレンの中国名。

²⁷ 汪向榮『日本教習』三聯書店 1988 年(竹内実監訳『清國お雇い日本人』朝日新聞社 1991 年)。阿部洋『中国の近代教育と明治日本』龍溪書舎 2002 年、14~27 頁。

²⁸ フライヤーは Western Barbarian という語を用いているが、「洋夷」と訳すのが最も適当であろう。「夷」は皇帝の教化が及ばない「化外の民」を意味し、「華」の対極に置かれた。この漢語は、1860 年の条約で公文書での使用が禁止されたが、華夷秩序に基づく西欧人觀は十九世紀末に至っても基本的に変化していなかった。John Fryer, "The Educational Outlook for 1896," *CR*, 1896, pp.248-289.

²⁹ 実業家盛宣懷が 1895 年に天津に開設した北洋大学堂(開学 1 年目は天津北洋西学堂と称した)。現天津大学の前身。

³⁰ アメリカン・ボード所属宣教師、Charles Tenney のこと。彼は当時天津に中西書院を運営していたが、同学校を閉校して北洋学堂に専念した。天津副領事も務めている。

³¹ Fryer, "The Educational."

³² 中国教育会第 6 回大会における高等教育をめぐる討議の際の発言。Records of the 6th Triennial Meeting, 1909, p.93.

³³ Rev. Garrett, "The Conference of Christian Workers in China," *CR*, 1896, pp.568-573. 参集した学生の大半が、若い中国人青年であったことは興味深い。物珍しさも手伝ったのだろうが、この時期の中国の空気を伝えているともいえる。

³⁴ Willard Lyon, "First Convention of the College Young Men's Christian Association of China," *CR*, 1896, pp.596-597.

³⁵ 大西晴樹前掲論文のモットにかんする記述を参照のこと。

³⁶ 吳梓明『基督教与中国大学教育』中国社会科学出版社、2003 年、48-52 頁。

³⁷ 1906 年に 3 教派が合同した南京大学もこの方式を取っていた。

³⁸ CR, 1905, p.156.

³⁹ Statistics of the Work of Protestant Missions in China for the Year Ending 1905, in MacGillivray ed., *A Century of protestant Missions in China*, p.669b.

⁴⁰ CR, 1905, p.156.

⁴¹ MacGillivray ed., *A Century of protestant Missions in China*, p.583.

⁴² Lutz, *China and the Christian Colleges*, pp.204-207. 小林善文は、北京大学が廃止された科挙制度の代替機能を果たす機関であったことを指摘している。小林善文『中国近代教育の普及と改革に関する研究』汲古書院、2002年、143-145頁。

⁴³ 義和団戦争で結ばれた清米、清英条約は、不平等条約の完成態ともいえよう。それまであいまいな規定の故に解釈がまちまちであった外国人の財産所有権を明確に定めた。

⁴⁴ CR, 1906, p.97.

⁴⁵ Ibid., p.98.

⁴⁶ Ibid., pp.148-150.

⁴⁷ Ibid., pp.147, 150.

⁴⁸ *Records China Centenary Missionary Conference held in Shanghai, Apr. 25-May7, 1907*, p.75.

⁴⁹ 「学部咨各章外人在内地設学無庸立案学生概不給獎文」光緒三十二年九月七日（1906年10月24日）「普通司兼弁專門實業兩司、案呈照得、教育為富強之基、一国有一国之国民、即一国有一国之教育、匪惟民情国俗各有不同、即教育宗旨亦实有不能強合之處、現今振興學務、各省地方籌建学堂、責無旁貸、極應及時增設俾士民得有向學之所。至外国人人在内地設立学堂、奏定章程並無允許之文、除已設各学堂暫聽設立無庸立案外、嗣後如有外国人呈請在内地開設学堂者、亦均無庸立案、所有学生概不給予獎勵、除文咨外、相應咨行貴督調查照行知提學使司弁理可也。」多賀秋五郎『近代中国教育資料 清末編』日本學術振興会、1972年、613頁。

⁵⁰ 平塚益徳『近代支那教育文化史』目黒書店、昭和17年、260-261頁。

⁵¹ 佐藤前掲書、54頁。

⁵² 吳梓明『基督宗教与中国大学教育』38頁。陶飛亞、吳梓明『基督教大学与国学研究』福建教育出版社、1998年、67-68頁。

⁵³ 伝道活動に不利な条件を取り除くために外交ルートを利用する方法は、1860年の天津・北京条約批准以来の在華宣教師がしばしば訴える手段であった。義和団戦争後結ばれた

清米条約は、伝道活動にとってほぼ申し分のない特権を明記していたが、マンは、「現在すでに確立している不平等特権の他に、新たな権利を獲得する努力が払われていない」とアメリカの外交姿勢を批判した。米公使に協力を依頼した時とは 180 度異なる態度である。彼は、キリスト教学校が公立学校と同等の扱いを受けることが彼らの「権利」であると考えたのだ。CR, 1907, pp.103-105.

⁵⁴ Ibid., p.105. マンは、*North China Daily News* の 1907 年 1 月 16 日付の記事を引用したとしているが、筆者が確認したところ、同記事は *North China Daily News* の週刊版、*The North China Herald & Supreme Court and Consular Gazette* 1 月 18 日付に掲載されていた。

⁵⁵ 「湖北按察使梁鼎芬請建曲阜学堂各摺編。孔子為万世師表。昨經降旨升為大祀。曲阜聖人之鄉。自應建設学堂。以拓宏規而啓後進。著張之洞督同湖北提學使黃紹箕等。悉心籌畫。妥慎辦理。」光緒三十二年（1906 年）十一月『光緒朝東華錄』五、5610 頁。なお Chao Pin-lin (趙炳麟) はその前月農業振興を訴える上奏を提出している（ここから人名の混乱が起きたのか）。同、5602 頁。趙はまた、民国期には憲法起草委員会に孔教国教化を請願する請願を出している。「致憲法起草委員會請定孔教為國教書」経世文社編『民国経世文編』宗教、56 頁（呉相湘主編、中国現代史料叢書第 1 輯、『民国経世文編』第 4 冊 1256 頁）。

⁵⁶ 多賀前掲書、62 頁。

⁵⁷ 「……学びのための宗旨を立てることについては、どんな学校も皆等しく忠孝を本とし、中国経史の学を基とすることによって、まず学生たちの心がけを正しくさせ、それから西学によって知識を深め、技術を磨かせるべきであります。必ずやいつの日か人材が育ち、それらが適宜用いられますよう。そうすることによって謹んで我が國が有能な人材を養成するお力添えをし、悪しき弊害を防ぐのであります。」『奏定学堂章程』多賀前掲書、200 頁。

⁵⁸ マンは、『教育宗旨』には全く触れていないので、その存在を承知していなかった可能性もある。

⁵⁹ 「請願尊孔聖為國教立教部教会以孔子紀年而廢淫祀折」（光緒二十四年六月）（聖人たる孔子を尊んで国教とし、教部、教会を建て、孔子紀元をもちいて、淫祀を廃止することを請う上奏文）『戊戌政變』中国近代史資料叢刊、中国史学会主編、神州国光出版社、1953 年、230-236 頁。ここで康有為は、全国に孔教の教会を組織すること、士大夫を講師と

して7日ごとに男女が一緒に聖經の講義を聽講すること、國中の淫祀を廃絶すること等々を主張しているが、これらはキリスト教の教会組織、聖日礼拝、偶像崇拜の禁止をそのまま取り入れたということができる。村田雄二郎「孔教と淫祀——清末廟產興学思想の一側面——」(『中国——社会と文化』第7号、東大中国会、1992年)参照。

⁶⁰ 孔教国教化問題については、肖啓明が多数の論考を発表しているが、キリスト教の対抗運動を論じたものとして次を参照。「孔教の国教化と信教の自由」(『東洋文化』無窮会、1997年)「儒教の国教化に対する宗教界の反応」(『アジア文化研究』国際アジア文化学会、1998年)。ただし同論文のキリスト教側の資料はあまりにも乏しいといわざるを得ず、肖のキリスト教理解にも首肯できかねる点が多くある。キリスト教の反応に関しては、稿を改めて論じたい。

⁶¹ CR,1907, p.105.

⁶² Mann, "A Union University," CR, 1907, pp.265-269.

⁶³ Hawks Pott, "Education," *Records China Centenary Missionary Conference*, 1907, p.72.

⁶⁴ Ibid.,p.75.

⁶⁵ Hawks Pott, "The present Status of Missionary Schools," *Records of the 6th Triennial Meeting*, 1909, pp.23-33.

⁶⁶ ギルバート・レイドは、清朝政府のミッショナリースクールに対する態度は、そのままキリスト教伝道に対する態度に当てはまるのであり、ポットの発言は、清朝政府のキリスト教と外国人への不寛容を容認することになるとして激しく反論した。当局への政治的圧力にはレイドもポット同様反対しているが、清朝の高官への働きかけ(いわばロビー活動)を通して、政府の態度を変える努力をすべきだと述べている。Ibid.,p.75.

⁶⁷ Pott, "The Present Status," pp.32-33.

⁶⁸ William Gascoyne-Cecil, *Changing China*, London ; James Nisbet, 1910, p.312.

⁶⁹ Karl F. Kupfer, "The Need of a Great Christian University," *Records of the 6th Triennial Meeting*, 1909, p.81-97.

⁷⁰ Ibid.,p.95.

⁷¹ Ibid.,p.96.

⁷² エディンバラ会議の報告書が作成されるまでの経緯については、小川智瑞恵「エディンバラ世界宣教会議における教育論——日本の学校教育論を中心として」(『キリスト教教

育論集』第8号、2000年5月)を参照。

⁷³ エディンバラ『報告書』巻頭には準備委員会の質問に回答を寄せたキリスト教指導者たちの名前一覧 (Correspondents of Commission) が見えるが、中国からの回答者67名のうち中国人指導者はわずか1名しかいないのに対して、日本(植民地台湾を含む)から回答した者31名の中には井深梶之助や津田梅子ら4名の日本人が入っている。

⁷⁴ *World Missionary Conference, 1910: Report of Commission III, Education in Relation to the Christianization of National Life*, Edinburgh and London: Oliphant, Anderson, New York, Chicago and Toronto: Ferrier and the Fleming H. Revell Company, pp.120-121.

⁷⁵ Ibid., p.107.

⁷⁶ 『新約聖書』コリスト人への第一の手紙、15章32節を引用したものであろう。ここでは『口語訳聖書』(日本聖書協会)の訳に従った。

⁷⁷ Gascoyne-Cecil, *Changing China*, pp.306-312.

⁷⁸ Ibid., p.314.

⁷⁹ Ibid., p.311.

⁸⁰ Ibid., p.316.

⁸¹ Ibid., pp.320-324.

⁸² 「至於俗伝教堂每有荒誕殘忍之事、謂取人目睛以合藥物、以造鎗水、以點鉛而成銀、此皆訛謬相沿、決不可信。」「非攻教第十五」『勸学編』

⁸³ 「國勢日強、儒効日彰、則彼教不過如仏寺道觀、聽其自然可也、何能為害。」同上。

⁸⁴ Lutz, *China and the Christian Colleges*, p.49. 張の孫が入学しようとしていたのは、武昌の文華学堂(米国聖公会宣教師ブーンが開設。現華中師範大学の前身のひとつ)である。

⁸⁵ CR, 1910, p.760.

⁸⁶ 山西大学は、義和団の被害に対する賠償金「山西教案賠款」のうち対英分の50万両を用いて設立された大学。賠償金の管理を任せられたティモシー・リチャードが、賠償金の流用を李鴻章に進言した。李鴻章はこれを認め、大学設立を全面的にリチャードに任せた。

⁸⁷ CR, 1909, p.637.

⁸⁸ Latourette, *History of Christian Missions*, p.632.

⁸⁹ Lutz, *China and the Christian Colleges*, p.37.

⁹⁰ *Records of the General Conference*, 1877, pp.449-451.

- ⁹¹ ナショナリズム、普遍主義、帝国主義のかかわりについては、中野敏男『大塚久雄と丸山真男 動員、主体、戦争責任』(青土社、2001年) を参照。例えば同書266頁には次のような指摘がある。「ナショナリズムは、ネーションの存在が普遍的なものの実現（世界史、文明、アジア解放）という見通しの中に位置付けられたときにこそ、最も動員力のある攻撃的な帝国主義になったのである」。
- ⁹² 国民精神の誕生と排外主義を、このような排他的因果関係で捉えることは間違っている。
- ⁹³ *World Missionary Conference, 1910*, p.80.
- ⁹⁴ 例えは中国教育会第6回総会で講演したホークス・ポットは、「ミッションスクールの卒業生は帝国に忠実で愛国的であり、道徳的に高潔で仕事熱心、革命家のリストには決して載らない」と述べている。*Records of the 6th Triennial Meeting, 1909*, p.26.
- ⁹⁵ *World Missionary Conference, 1910*, p.89.
- ⁹⁶ Ibid., p.247-248.
- ⁹⁷ *A Century of protestant Missions in China, 1907*, p.669b.
- ⁹⁸ *World Missionary Conference, 1910*, pp.304-305.
- ⁹⁹ Ibid., p.250.
- ¹⁰⁰ Ibid., p.88. 『報告書』は、キリスト者が公立学校を利用するには三つの障害があるといい、その第一に「最近発布された孔子に関する勅令」を挙げている。「孔子を天と地の高みにまで引き上げ、決められた機会に孔子像に拝礼することが教師と生徒に義務付けられた。・・・」なお、キリスト者の教師が儀礼を欠席することは可能であった。また、他の二つの障害とは、公立学校の風紀が乱れていること、公立学校の教育内容が不備で、学習効果が上がらないことである。Ibid., pp.87-92.
- ¹⁰¹ Ibid., p.251.
- ¹⁰² Ibid., p.252.
- ¹⁰³ 宣教師の儒教観を一言で表すのは筆者の能力を超えており、彼らの代表的な見解として儒教の研究家で漢語の著作も多いドイツ人宣教師フェイバー (Ernst Faber) の見方を挙げておく。彼は、儒教の「欠点」を、唯一神信仰がないこと（上帝は知られているがそれは複数の神のひとつ）、靈的存在、祖先を崇拜すること、そのために廟を建て犠牲を捧げること、多妻を認めること、革命（易姓革命のこと）を勧めること、皇帝に過度の権威を与えること、五倫が極端に厳しく適応されるため、新しい発想、改革が押しつぶ

されること等々を挙げ、これらが決してキリスト教と相容れないことを指摘している。

Faber, "Confucianism," *China Mission hand Book*, 1896.

¹⁰⁴ Ibid., p.116.

¹⁰⁵ 日本、インド、アフリカ諸国を含む全世界の伝道地に向けた最終勧告もまた、ミッションスクールと現地政府との協力の重要性について述べている。Ibid., p.372.

¹⁰⁶ 「一外国教員不得講宗教　　此時開弁学堂、教員之人、初弁之師範学堂、及普通中学堂以上、勢不能不聘西師、如所聘西師係教士出身、須於合同內訂明、凡講授科学、不得借詞宣講、涉及宗教之語、違者應即辭退。」『学務綱要』多賀前掲書、217頁。

¹⁰⁷ 前掲書、498頁。

¹⁰⁸ *World Missionary Conference*, 1910, pp.142-143. 本来は課外課内とも禁止されていたが、文部省との交渉によって、学校敷地内で課外に宗教集会を開くことは認められた。なお『報告書』におけるこの問題の扱いについては、小川智瑞恵が前掲書で詳しく論じている。

¹⁰⁹ *China Mission Year Book*, 1911, p.141. 宗教教育の禁止が問題視され始めてから、すでにそうした状況に置かれている日本のミッションスクールの実践例がしばしば参照された。本資料でも、課外に開くことのできた聖書研究会に学生が自主的に参加し、宗教教育の代わりを十分に果たしている例などが引かれている。

¹¹⁰ 查時傑『民国基督教史論文集』宇宙光出版社、民国 82 年（1993 年）7-58 頁。

¹¹¹ 中華統行委弁会編『中華基督教会年鑑』第四期、1917 年、24,32-34,42,203-208 頁

¹¹² *China Mission Year Book*, 1913, p.69.

¹¹³ 例えば、臨時教育會議には、教育部以外からもふたつの「教育宗旨案」が提出されたが、そのうちのひとつ「請決定相對的國家主義為教育方針案」を作成した議員の劉以種は、宗教の教育への介入は、国家を中心とする道徳教育を動搖させるとして、宗教団体の設立した学校を全て国家の管理下におき、宗教教育、宗教的儀式の禁止するよう強く主張していた。劉以種「論民国教育宜採相對的國家主義」『民国經世文編』496 教育、經世文社（複刻本、文海出版社、1970 年）4156 頁。

¹¹⁴ D. B. Schneder, "Mission Schools and State Education in Japan," *CR*, 1915, pp.164-169.

Schneder（シュネーダー）は、仙台東北学院学院長を務めていた人物である。彼はこの中で、政府による一元的な教育の管理が、むしろミッションスクールの教育水準や社会的認知を高める良い結果をもたらしたと述べている。

¹¹⁵ 立教中学は認可を受けて「中学校」になったが、文部省に掛け合って課外での宗教教育を認めさせた。他方、中学校の名称を捨て、普通学校の中等科として宗教教育を存続させたのは、明治学院、青山学院、同志社など多数に上った。キリスト教学校の看板を下ろし「中学校」となった例には麻布中学がある。土肥昭夫『日本プロテスタント・キリスト教史』新教出版社、1980年、127-132頁。

¹¹⁶ F. Rawlinson, "Problems Prominent in the Minds of Missionaries," *China Mission Year Book*, 1913, p.196.

¹¹⁷ 厳密に言うならば、「尊孔」「忠孝」の文字がそのまま掲げられたのではなく、「法孔孟（孔子、孟子の教えに則る）」「忠孝節義」ということばが使われている。

¹¹⁸ Fong F. Sec, "Government and Mission Education in China," *CR*, 1915, p.163. またこの時と同じ機会かどうかは定かではないが、袁世凱が第2代の臨時大總統就任直前の1912年2月、キリスト教代表者と外務部で面会し、民国の成立とともに宗教上の全ての障害は取り除かれるべきだと言明したことが以下の資料に見える。 *China Mission Year Book*, 1911, Appendix E.

¹¹⁹ 米国長老教会宣教師 E.W. Thwing 宛ての手紙に記された内容。 *China Mission Year Book*, 1914, pp.68-69.

¹²⁰ Fong, "Government and Mission Education in China," p.163

¹²¹ *China Mission Year Book*, 1914, pp.66-69. *CR*, 1917, p.266. 肖啓明「袁世凱の尊孔と康有為の孔教」『歴史学研究』922号、1999年4月。

¹²² 多賀『近代中国教育史資料 民国編上』日本学術振興会、1973年、400頁。この調査結果は1917年5月に教育部が発表した第3次教育統計図表の巻末に掲載された。膨大な量に上る公立私立学校の統計表とは全く別枠に設けられた、実に申し訳程度の半頁にも満たない表ではあるが、政府が全国のキリスト教学校を教育機関として認め実態を把握しようとした初めての調査である。同 842頁。

¹²³ *China Mission Year Book*, 1915, p.379. *Educational Review*, Vol.8, No.2, April, 1916, p.145.

¹²⁴ 佐藤前掲書、54頁。

¹²⁵ Kuo, *CR*, 1915, pp.176-177. *Educational Review*, Vol.9, No.3, July, 1917, p.182. *China Mission Year Book*, 1917, p.377. 多賀秋五郎は中国基督教教育会が各省の教育会と対立し、中国国家の教育権を拒否していたと述べているが、それが教育権回収運動を念頭に置いた見方

であるとしても、同会が当初から対立的であったわけではないことは、この資料からも明らかである。多賀前掲書、133頁。

¹²⁶ Edward Smith という宣教師の報告による。 *Educational Review*, Vol.7, No.4, Oct., 1915, pp.317-320. この報告によると、一箇所では宗教教育に対して異議が申し立てられたため、毎朝の礼拝と日曜礼拝以外の宗教行事、宗教授業を取り止めたという。

¹²⁷ 公立学校との競合関係に陥ってはならないという主張は、エディンバラ会議以前からすでに聖約翰大学長のポットが披瀝していた。 Hawks Pott, "The Present Status of Missionary School," *Records of the 6th Triennial Meeting*, 1909. *China Mission Year Book*, 1915, p.381. CR, 1917, p.4.

¹²⁸ 石川禎浩「1920年中國における「信仰」のゆくえ——1922年の反キリスト教運動の意味するもの——」狭間直樹編『1920年代の中国』(汲古書院、1995年)を参照。

結論

¹ 西川長夫『国民国家論の射程 あるいは<国民>という怪物について』柏書房、1998年、90-91頁。

² サイード『文化と帝国主義』2、50頁。

³ 山本秀煌『日本基督教会史』日本基督教会事務所、昭和四年（1918年）付録、9頁。

⁴ 東アジアにおける不平等条約体制の比較研究は、「不平等条約体制下、東アジアにおける外国人の法的地位に関する事例研究」として貴志俊彦らによって進められている。貴志、荒野、小風編『東アジアの時代性』(渓水社、2005年) 参照。

⁵ その成果の一つが前掲の『東亜基督教詮釈』である。